

第 6 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成30年10月22日

(平成29年度決算)

(商工観光労働部・国際スポーツ大会推進部・教育委員会)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成30年10月22日（月曜日）

午前 9 時 59 分開議  
 午前 11 時 21 分休憩  
 午後 0 時 59 分開議  
 午後 2 時 48 分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第42号 平成29年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 平成29年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 平成29年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 平成29年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成29年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 平成29年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第55号 平成29年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（9人）

- 委員長 小早川 宗 弘
- 副委員長 高 野 洋 介
- 委員 岩 下 栄 一
- 委員 鎌 田 聡
- 委員 井 手 順 雄
- 委員 溝 口 幸 治
- 委員 西 聖 一
- 委員 高 木 健 次
- 委員 緒 方 勇 二

欠席委員（2人）

- 委員 河 津 修 司
- 委員 松 村 秀 逸

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

- 部長 磯 田 淳
- 総括審議員兼政策審議監
- 兼商工政策課長 中 川 誠
- 商工労働局長 吉 永 明 彦
- 新産業振興局長 村 井 浩 一
- 観光経済交流局長 原 山 明 博
- 商工振興金融課長 浦 田 隆 治
- 労働雇用創生課長 石 元 光 弘
- 産業支援課長 末 藤 尚 希
- エネルギー政策課長 坂 本 公 一
- 企業立地課長 深 川 元 樹
- 観光物産課長 上 田 哲 也
- 国際課長 波 村 多 門

国際スポーツ大会推進部

- 部長 小 原 雅 晶
- 政策審議監兼
- 国際スポーツ
- 大会推進課長 寺 野 慎 吾

教育委員会

- 教育長 宮 尾 千加子
- 教育理事 山 本 國 雄
- 教育総務局長 野 尾 晴一朗
- 教育指導局長 牛 田 卓 也
- 教育政策課長 江 藤 公 俊
- 学校人事課長 手 島 和 生
- 社会教育課長 井 芹 護 利
- 文化課長 岡 村 郷 司
- 施設課長 猿 渡 伸 之
- 高校教育課長 那 須 高 久
- 義務教育課長 高 本 省 吾
- 特別支援教育課長 藤 田 泰 資

人権同和教育課長 徳 永 憲 治  
体育保健課長 西 村 浩 二

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 能 登 哲 也  
会計課長 無 田 英 昭

監査委員事務局職員出席者

局 長 中 山 広 海  
監査監 田 原 英 介

事務局職員出席者

議事課主幹 若 杉 美 穂  
議事課課長補佐 篠 田 仁  
議事課主幹 岡 部 康 夫

午前9時59分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから第6回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に商工観光労働部及び国際スポーツ大会推進部の審査を行い、午後から教育委員会の審査を行うこととしております。

それでは、これより商工観光労働部及び国際スポーツ大会推進部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、できるだけ簡潔にお願いいたします。

それでは、商工観光労働部長から決算概要の総括説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いいたします。

初めに、磯田商工観光労働部長。

○磯田商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部長磯田でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

平成29年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事

項等のうち、商工観光労働部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部局共通事項として1点、商工観光労働部事項として1点の御指摘がございました。

まず、各部局共通事項は、「増大する震災関連業務への確に対応するためには、職員の健康管理が重要であり、特定の部署、職員へ過度な業務の集中が生じないよう、引き続き人員の確保に努め、職員の健康管理に十分留意すること。」という御指摘でございます。

熊本地震の発生以降、復旧・復興業務を迅速かつ的確に進めるため、全国の都道府県から即戦力となる多数の職員を派遣いただいております。特に、グループ補助金については、平成29年度は、企業復興支援室を設置し、他県からの派遣職員8人を含め、合計19人体制とするとともに、補助金受付センター業務を外部に委託しました。その後も、業務の進捗を勘案して、県職員、外部委託ともに増強し、ピーク時には91人体制で業務に当たったところです。今年度も、同様に必要な人員体制を確保しながら、スピード感を持って対応しております。

職員の健康管理については、定時退庁や有給休暇の取得を促したり、業務軽減の取り組みを行うなど、職員の健康に配慮しております。

また、職員が心身の不調を感じた場合は、早目に健康サポートセンターの健康相談を利用するなど、対策を講じるよう指導しております。

引き続き、職員の健康管理に万全を期してまいります。

次に、商工観光労働部事項は、「国際観光振興促進事業委託について、観光パンフレット作成業務の一部が完了していないにもかかわらず、検査員による検査などの履行確認が不十分なまま委託料の全額を支払ったことを監査で指摘されているが、今後、こうした誤

りが生じないよう、複層的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努めること。」という御指摘でございます。

事案が発生した原因は、熊本地震の対応業務を優先した結果、当該事業着手がおくれ、年度末に業務が集中して、委託先である熊本県観光連盟と県で確認ミスが重なったことによるものでございます。

当該委託業務については、平成29年8月に観光連盟に対して既に完遂させておりますが、こうした確認ミスを防ぐため、現物の確認を徹底するとともに、他の班の職員にも確認させるなど、チェック体制を強化しております。あわせて、職員研修の充実、強化を図っているところです。

今後も、こうした誤りが生じないよう、複層的なチェックや職員の意識徹底など、再発防止に努めてまいります。

次に、平成29年度決算の概要につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明申し上げます。

「説明資料」と右上に書いてあります商工部関係の資料をお手元によりしく願います。

お開きいただいて、1ページの平成29年度歳入歳出決算総括表をお開き願います。

一般会計の歳入は、予算現額1,708億2,278万円余のうち、収入済み額が986億3,085万円余で、収入未済額は1,000万円余でございます。

収入未済の主なものは、中小企業従業員住宅の使用料関連の延滞金未納に係るものでございますが、これにつきましては、弁護士等と相談しながら、未収金の回収に全力を尽くす所存でございます。

次に、歳出でございますが、予算現額2,337億8,815万円余のうち、支出済み額は1,240億4,171万円余、翌年度繰越額が903億7,888万円余で、不用額は193億6,755万円余となっております。

翌年度繰越額につきましては、主にグループ補助金など、災害復旧に係るものでございます。

不用額でございますが、主なものとしては、グループ補助金、企業立地促進費補助等の執行残などでございます。

そのほか、特別会計が4本ございます。このうち、熊本県中小企業振興資金特別会計において、30億184万円余の収入未済額がございます。これは、中小企業の振興を図るための県からの貸し付けに係る未収金でございます。

歳出については、それぞれの特別会計に若干の不用額が生じております。

以上、当部の平成29年度歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては各課長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○中川総括審議員 商工政策課でございます。

当課につきましては、定期監査での指摘事項はございません。

次に、決算説明でございます。

お手元の決算特別委員会説明資料2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

国庫支出金、財産収入及び諸収入がございしますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

商業総務費でございますが、248万円余の不用額がございます。これは、事務費などの経費節減に伴う執行残でございます。

商工政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

平成29年度商工振興金融課の決算状況につきまして、主なものを説明させていただきます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

5ページから6ページまでが一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

なお、国庫支出金のうち、5ページ中段の中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助につきましては、予算現額と収入済み額に713億7,300万円余の差が生じておりますが、これは次年度への繰り越しや不用残によるものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページから9ページまでが一般会計の歳出でございます。

まず、商工費の商業総務費におきまして、635万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、事業の概要の下から2ポツ目、熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金、これはグループ補助金関係事務の支援職員に係る派遣元への給与等相当額の負担金でございますが、時間外勤務手当の実績額が下回ったことによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

中小企業振興費におきまして、441万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、事業の概要の上から2ポツ目、組織化指導費補助、これは熊本県中小企業団体中央会に対する補助事業でございますが、退職者にかわる職員採用が、年度当初に間に合わず、10月採用となり、人件費分の補助の一部が執行残となったものでございます。

9ページをお願いいたします。

災害復旧費の商工施設災害復旧費におきまして、180億4,100万円余の不用額が生じております。主な理由としましては、グループ補助金などの交付決定実績確定に伴う執行残でございます。

グループ補助金につきましては、平成28年度の補正予算で1,474億円余の予算を措置し、昨年度末までの2年間で4,702件、1,305億円余の交付決定を行っております。また、29年度までに申請ができなかった事業者の方には、平成29年度補正予算を明許繰り越しして対応しております。

なお、翌年度繰越額897億4,400万円余につきましては、後ほど附属資料のほうで説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

ここからは、中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、繰入金及び繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

なお、繰越金につきましては、予算現額と収入済み額に2億8,500万円余の差額が生じておりますが、これは、会計ルール上、予算現額が歳出予算額に見合う額として繰越金の一部を計上し、収入済み額には繰越金全額を計上していることによるものでございます。

次に、諸収入でございますが、中小企業振興資金貸付金償還元金、償還利子及び延滞違約金を合わせまして30億100万円余の収入未済額が生じております。これにつきましても、後ほど附属資料のほうで御説明させていただきます。

11ページをお願いします。

特別会計の歳出でございます。

商工費の中小企業振興資金助成費で542万円余の不用額が生じておりますが、これは事務経費の節減などによるものでございます。

続きまして、別冊附属資料のほうをお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

平成29年度繰越事業調べの明許繰り越しについてでございます。

平成30年2月に成立しました国の補正予算に呼応し、平成29年の2月補正で計上しました中小企業等グループ施設復旧整備補助事業につきまして、補助事業者の事業計画策定、復旧工事施工に不測の日数を要したことにより、全額を平成30年度に繰り越しているものです。

一番右の欄の現在の進捗状況は、9月末までに153件、43億円余の交付決定を行っておりますが、早期の事業完了を目指しておりますけれども、起債基準日となる9月1日現在で事業完了しているものがないため、ゼロと記載しております。

2 ページをお願いいたします。

事故繰越についてでございます。

1 段目の中小企業等グループ施設復旧整備補助事業につきましては、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となったことによりまして、工事施工に不測の日数を要したため、1,906件分、826億900万円余について事故繰越しております。

一番右の欄の現在の進捗状況でございますが、9月1日現在で完了している補助金額ベースの進捗率は21%となっております。

2 段目の商店街振興組合共同施設等災害復旧補助事業につきましても、1 段目と同様の理由で、健軍商店街振興組合への補助金1 件分、4,935万円余について事故繰越しております。

3 段目の商工会等施設等災害復旧補助事業につきましては、水道町の県商工会館の災害復旧に係る基礎工事部分について、被災施設の公費解体がおくれたことによりまして、5,250万円余を事故繰越しております。

一番右の欄の現在の進捗状況はゼロと記載しておりますが、公費解体は9月末で終了し、既に補助事業に着手されております。

なお、建築本体工事については、さきの9月定例会に予算計上させていただき、対応することとしており、新会館の竣工は、来年12月ごろを予定されております。

続きまして、8 ページをお願いいたします。

平成29年度収入未済に関する調べについてでございます。

まず、上段の1、平成29年度歳入決算の状況について、収入未済額の内訳ですが、償還元金が28億400万円余、償還利子が3,300万円余、延滞違約金が1億6,300万円余となっております。

次に、中段の2、収入未済額の過去3カ年の推移については、3カ年とも新たな未収金は発生しておらず、平成28年度、29年度の2年間で1,200万円余を回収し、平成29年度の収入未済額は30億100万円余となっております。

次に、下段の3、平成29年度収入未済額の状況については、収入未済額が生じておりますのは18件となっております。

このうち、分割納付中は、下段合計欄にありますように、11件、20億200万円余、その右横1つ飛んで生活困窮は、1件、2億2,200万円余となっております。右から3列目のその他は、6件、7億7,600万円余で、このうち償還元金と利子欄の5件、合わせまして7億5,400万円余については、既に廃業され、主債務者や連帯保証人の資力もないことから、債権放棄を見据え、地方自治法施行令に基づく徴収停止を実施しております。

なお、徴収停止5件のうち、2件、1,400万円余につきましては、平成30年2月定例会におきまして、債権放棄の議決をいただき、ことし6月に不納欠損処分を実施しております。

次に、9 ページをお願いいたします。

平成29年度の未収金対策についてでございます。

①にありますように、年度当初に未収金対策基本方針及び貸付先別の処理方針を策定するとともに、②のとおり、弁護士への法律相談や、③のとおり、債権回収会社への委託により、2貸付先の調査を実施しております。また、④にありますように、債権管理マニュアルに徴収停止の規定の整備を行い、⑤のとおり、徴収困難な1先について徴収停止を、また、⑥のとおり、2先について債権放棄の議決をいただいております。さらに、⑦のとおり、中小企業団体中央会へ業務委託を行い、現在償還中の貸付先に係る経営状況を把握及び助言、指導を行っております。

未収金対策につきましては、これまでの決算特別委員会の御指摘も踏まえ、昨年度、平成23年以来2度目となります議決により未収債権放棄を進めたところでございます。

今後、引き続き粘り強く回収に取り組むとともに、努力を尽くしてもなお回収が困難と判断される案件につきましては、徴収停止など債権放棄も見据えた対応など、県民の公平性の観点と費用対効果を踏まえた上で対応してまいりたいと考えております。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課の石元でございます。

説明資料にお戻りいただき、12ページをお願いいたします。

12ページから17ページまでが一般会計の歳入でございますが、不納欠損額はございません。

14ページをお願いします。

国庫支出金のうち、下から2段目の訓練事業費補助につきましては、予算現額と収入済み額との差が7,033万円余となっております。これは、技術短期大学校や高等技術専門校の運営や人件費、事務費に対して交付されるものでございます。事業実績が執行額を下

回ったことにより、国庫交付金の確定額の減によるものでございます。

15ページをお願いします。

上から1段目の職業能力開発施設等整備費補助につきましては、予算現額と収入済み額との差が5,613万円余となっております。これは、熊本地震による災害復旧事業費などの確定に伴う国庫補助金の減でございます。

また、下から2段目の生涯職業能力開発事業等委託金につきましては、予算現額と収入済み額との差が1億2,098万円余となっております。これは、主に離職者委託訓練において、受講者の減少や早期に就職が決まったことによる訓練生の中途退校などによる国庫委託金の減でございます。

17ページをお願いします。

上から2段目の諸収入でございますが、延滞金について、994万円余の収入未済がございます。これは、中小企業従業員住宅事業関連のものになります。

また、同ページの中央部から下段にある雑入でございますが、6万円余の収入未済がございます。これは、委託訓練受講経費の返還金になります。

この2件の内容につきましては、後ほど附属資料において説明させていただきます。

続きまして、一般会計の歳出でございます。

このうち、不用額の大きいものについて御説明いたします。

19ページをお願いします。

下段の職業能力開発校費でございますが、1億4,152万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、下から3番目の離職者訓練事業において、訓練受講者の減少や早期に就職が決まったことによる中途退校などの理由により、実績が少なかったことによる執行残でございます。全額国庫委託金の事業でございます。

す。

20ページをお願いします。

下段の失業対策総務費でございますが、2,799万円余の不用残が生じております。

主な理由としましては、20ページ備考欄の事業の概要のうち、下から4番目の戦略産業雇用創造プロジェクト事業において、補助事業の実績減などに伴う執行残でございます。

21ページをお願いします。

労働施設災害復旧費でございますが、6,626万円余の不用残が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、2番目に記載の技術短期大学校災害復旧事業において、設計金額や入札に伴う執行残でございます。

続きまして、繰越事業について御説明します。

別冊の附属資料を御用意いただきたいと思っております。

3ページをお願いいたします。

高等技術専門校の実習棟耐震改修工事に係る事業について、明許繰り越しを行っております。

繰り越しの理由としましては、熊本地震の影響により、実習棟の耐震診断が平成29年11月に完了したことにより、その後の耐震改修工事による諸手続に要する時間を踏まえたところ、29年度内の事業完了が見込めなかったことにより、必要額を繰り越しているものでございます。

なお、耐震改修工事につきましては、8月に事業完了しておりますので、御報告いたします。

4ページをお願いします。

技術短期大学校の災害復旧事業について、事故繰越を行っております。

本事業は、熊本地震により被害を受けた施設の改修工事等を行うものでございます。

当初の計画では、29年度中に全ての災害復旧工事を完了させる予定でしたが、体育館の

外壁に大規模剥離の危険が生じていることが判明したため、改めて工事内容について精査し、契約手続を進めました。しかし、復旧・復興事業に係る事業の不調、不落、工期の延長が増加しており、業者における人員の確保が困難となり、年度内の事業完了が見込めなかったことにより、必要額を繰り越しているものでございます。

なお、体育館の外壁改修工事については、8月に事業完了しておりますので、御報告いたします。

次に、10ページをお願いします。

収入未済に関する調べでございます。

延滞金における収入未済額994万円余でございますが、これは中小企業従業員住宅事業の延滞金でございます。

まず、この事業の概要について御説明いたします。

この事業は、厚生年金を財源とした融資を利用して昭和43年から59年度まで実施した事業で、企業の従業員住宅の確保を目的に、県が企業の従業員住宅を建設し、これを中小企業に有料で20年間貸し付けた後、その住宅を企業に譲渡するというものでございました。

合計で68の企業、470戸の利用がありましたが、このうち1社について、使用料を滞納していたことから、平成24年12月議会において、住宅の明け渡しや未払い貸付金の支払いなどを求める訴えについて、県議会の議決をいただきながら訴訟による解決を進めました。

これまでの未収金についてですが、11ページ、4、平成29年度の未収金対策をごらんいただきたいと思っております。

平成25年3月に、①住宅の明け渡しから④遅延損害金の支払いについて、内容を請求する訴訟を提起し、本県の請求が認められる判決が同年9月に言い渡されました。その結果、貸付金と延滞金の額3,351万円余が確定いたしました。



住宅については、かなり老朽化が進んでいたことから、平成25年12月に明け渡しを受けた後、解体、撤去を終えております。

また、未収金の回収については、債務者の連帯保証人の不動産が確認できたため、平成27年2月に強制競売の申し立てを行いました。平成27年9月に落札され、県に1,871万円余の配当があったため、貸付料を初めとする債権の一部に充当して、未収金を回収しております。

その結果、元本については完済したことにより延滞金額が確定し、延滞金総額は、29年度当初調定額1,905万円余となりました。

その後、28年度末に債務者から、債務者所有の土地の任意売買について、当該土地に抵当権を設定している県と差し押さえを行っている熊本市に相談があったため、弁護士などとも相談の上、任意売買に応じることとし、29年度の初めに約910万円を回収いたしました。

よって、現在の収入未済額は994万円余となっており、今後も弁護士などと相談しながら、引き続き未収金の回収に全力を尽くす所存でございます。

12ページをお願いします。

雑入として、6万1,000円の未収金が生じております。

未収金が発生した背景を御説明しますと、平成21年度に高等技術専門校で行いました自動車運転免許取得の委託訓練におきまして、訓練受講の際には雇用保険に未加入であった受講者が、訓練が終了した後で、訓練受講前の時点にさかのぼり雇用保険の被保険者となったことから、委託訓練の受講対象の要件を満たさなくなったため、免許取得経費や訓練手当など、約10万円余を返還させる必要が生じたことによるものでございます。

分納により22年度までに4万円余を返還させたところですが、就職しても短期間で離職を繰り返し、無職の状態が続いたことから、

23年度以降の返還が滞り、現在、6万円余の収入未済となっております。

対応につきましては、13ページ、4、平成29年度の未収金対策に記載しております。

これまで、分納誓約書を提出させ、催告を行っておりましたが、①債務者が平成25年5月から生活保護を受給し始めたこと、②今後も継続的な就労につく見込みが低く、返済資金の確保が難しいことなどから、平成26年3月17日に徴収停止を決定いたしました。

なお、29年度においても、福祉事務所などの関係機関への状況調査を行い、徴収停止の要件に該当すると判断したため、徴収停止を継続することとしました。

今後も、債務者の生活保護を担当する福祉事務所などの関係機関と連携の上、状況調査を継続し、資力回復状況について確認を行っていくこととしております。

次に、14ページをお願いします。

県有財産処分一覧表でございます。

熊本勤労総合福祉センター・火の国ハイツの用地の一部についてです。

この土地は、熊本市と2分の1ずつの共有財産でございましたが、当該財産は、道路認定され、熊本市道となっており、県が独自に利活用することはないことから、処分することが適当と判断し、熊本市に、道路用地として用途指定を行い、持ち分を無償譲渡したものでございます。

労働雇用創生課分については以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○末藤産業支援課長 産業支援課の末藤でございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

23ページをお願いいたします。

上から2段目の地方創生推進交付金につき

まして、予算現額と収入済み額に2億3,411万円余の差が生じておりますが、これは地域未来投資促進事業を繰り越したことによるものでございます。

次に、最下段の地方創生拠点整備交付金につきまして、予算現額と収入済み額に1億3,106万円余の差が生じておりますが、こちらにつきましては、熊本地震により被災した産業技術センターの施設復旧工事を繰り越したことによるものでございます。

次に、一般会計の歳出について御説明いたします。

27ページをお願いいたします。

工鉦業振興費につきまして、7,922万円余の不用額が生じております。

主な要因は、地域未来投資促進事業によるもので、これは地域経済を牽引する事業への設備投資に対して補助等を行う事業ですが、事業者からの補助金申請額が見込みを下回ったことにより生じたものでございます。

なお、翌年度繰越額に4億122万円余が生じておりますが、これにつきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

次に、28ページをお願いいたします。

産業技術センター費につきまして、1億1,545万円余の不用額が生じております。

主な要因は、産業基盤技術高度化事業における熊本地震で被災した産業技術センターの施設復旧工事の入札に伴う執行残と、産業技術センターの運営管理費等における事務費の経費節減に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額に1億6,361万円余が生じておりますが、これにつきましても、後ほど附属資料で説明させていただきます。

次に、29ページをお願いいたします。

最下段の商工施設災害復旧費につきまして、3,587万円余の不用額が生じております。これは、熊本地震で損傷した産業技術センターの研究備品の買いかえに係る入札に伴う執行残でございます。

次に、別冊の附属資料を説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

繰越事業でございますが、地域未来投資促進事業におきまして、国の交付決定が12月であったため、年度内の事業完了が見込めないことから、明許繰り越しをしたものでございます。

これは、先ほど歳出でも御説明しましたとおり、地域経済を牽引する事業への設備投資に対して補助等を行う事業ですが、繰り越した案件については、5件を交付決定し、このうち1件が既に事業を完了し、残り4件についても、年度内に事業完了予定となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

先ほど歳出でも御説明しました産業基盤技術高度化事業ですが、これは熊本地震で被災した産業技術センターの施設復旧工事に係るものでございます。施工業者の人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、工期を延長し、事故繰越をしたものでございます。

本館を含む6棟の建物の復旧工事をしておりますが、9月末時点で5棟がほぼ完成し、残り1棟の工事を行っているところでございます。年明けの1月末までには、全ての工事は完了する予定となっております。

産業支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策課の坂本でございます。よろしくをお願いいたします。

委員会説明資料のほうにお戻りいただきまして、資料の31ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰越金、諸収入でございますが、いずれ

も不納欠損額、収入未済額はございません。

32ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。不用額の大きいものを御説明いたします。

33ページをお願いいたします。

上段の工鉦業振興費につきまして、1,555万円余の不用額が生じております。

これは、主に備考欄の事業の概要にありますポツの3つ目、新エネルギー等導入推進事業、それから、下から2つ目の阿蘇採石場防災対策事業等におきまして、事業実績が見込みを下回ったこと等に伴う執行残でございます。

また、同じ工鉦業振興費の翌年度繰越額が2,500万円となっております。これにつきましては、附属資料で御説明をいたします。

別冊の附属資料をお願いいたします。資料の7ページをお願いいたします。

阿蘇採石場防災対策事業につきまして、阿蘇採石場の終掘に伴う防災対策として、採石場外の排水路の改良工事を実施いたしております。

繰り越した排水路工事につきましては、熊本地震の影響で、平成29年度に繰り越しました先行工事である下流部の排水路工事がおくれまして、不測の日数を要したことから、工事費を繰り越したものでございます。

7月に契約をいたしておりますが、来年3月までに工事完了の見込みでございます。

エネルギー政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○深川企業立地課長 企業立地課長の深川でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、申しわけございませんが、説明資料のほうにお戻りいただきまして34ページのほうをお開きください。

まず、一般会計でございます。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損及び収入未済ともにございません。

次に、35ページをお願いいたします。

一番上の段の諸収入をごらんください。

真ん中よりも右のほうの予算現額と収入済み額との比較欄ですが、2億45万円余の差額が生じております。これは、企業立地促進資金貸付金回収金が見込みよりも少なかったため、新規貸し付けの実績がなかったことによるものでございます。

次に、36ページをお開きください。

一般会計の歳出について御説明いたします。

まず、上から3段目、商業費のうち、中小企業振興費に284万円余の不用額が生じております。これは、オフィス系企業等の立地促進のための産業支援サービス業等立地促進補助金の不用額でございます。

次に、その下の工鉦業総務費に7億5,582万円余の不用額が生じております。

主なものとしては、事業の概要中ほどのポツ、企業立地促進資金融資事業の新規申請額が見込みを下回ったこと、また、その下のポツ、企業立地促進費補助におきまして、補助金交付申請額が見込み額より少なかったことによるものでございます。

次に、38ページをお開きください。

38ページ、39ページが、港湾整備事業特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、40ページをお開きください。

40から41ページは、臨海工業用地造成事業特別会計でございます。

まず、こちらの歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、一番上の段、財産収入のうち、土地貸付料の段の予算現額と収入済み額との比較欄をごらんください。

153万円余の差額が生じておりますが、これは八代外港工業用地に新たな土地貸し付けが生じたことによる収入の増加でございます。

す。

次に、一番下の段の繰越金でございます。

こちらは、予算現額と収入済み額との比較欄に3億3,614万円余の差額が生じております。これは、過去の用地売却収入等の繰越金でございます。

次に、42ページをお開きください。

42ページから44ページが、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

まず、42ページの歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

一番上の段の財産収入の予算現額と収入済み額との比較欄に2億1,414万円余の差額が生じておりますが、これは企業進出に伴う城南工業団地の売り払い収入が発生したことによるものでございます。詳細につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

次に、下から2番目の段の繰越金でございますが、予算現額と収入済み額との比較欄に5,484万円余の差額が生じております。これは、昨年度の工業団地管理の執行残等を繰り越したものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

特別会計の歳出でございます。

一番上の段、商工費に1,879万円余の不用額が生じております。その主なものは、内陸工業用地基盤整備事業によるもので、不用額につきましては、各団地の除草など、管理経費の執行残でございます。

それでは、済みませんが、附属資料のほうの15ページをお開きください。

県有財産の処分でございます。

こちらは、城南工業団地の区画の一部を民間企業に売却したものでございます。契約相手方は、法人、これは物流関係の企業でございます。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上田観光物産課長 観光物産課の上田でございます。よろしくをお願いいたします。

恐れ入りますが、委員会説明資料の45ページにお戻りください。お願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額ともにございません。

続きまして、48ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。主なものを説明させていただきます。

まず、上段の観光費で1,122万円余の不用額が生じておりますが、主なものといたしましては、備考欄の下から4つ目のポツ、MICE等誘致促進事業の補助実績の減に伴う執行残、また、その下、外国人観光客に対する「おもてなし」向上プロジェクト事業におきまして、日程を集中させ講師の旅費を節減するなどの効率化による執行残でございます。

観光物産課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○波村国際課長 国際課長の波村でございます。よろしくをお願いいたします。

説明資料の50ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

また、雑入でございますが、海外派遣職員及び海外技術研修員の宿舍の解約により、保証金、敷金、リース料が還付されております。

次に、51ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について御説明いたします。

まず、総務費でございますが、512万円余の不用額が生じております。主な理由といたしましては、旅券発給事務費について、旅券窓口である市町村と県との間の旅券関係書類の移送料が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

次に、52ページをお願いいたします。

農林水産業費でございますが、371万円余の不用額が生じております。これは、主にシンガポールの現地事務所の運営に関する経費が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、同ページの商工費でございますが、687万円余の不用額が生じております。主な理由といたしましては、経費節減による執行残でございますが、例えば、海外出張について、出張する方面に応じて複数の業務をまとめて処理するなど、効率的に業務を行ったことによる執行残でございます。

国際課については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で商工観光労働部の説明が終わりました。

次に、小原国際スポーツ大会推進部長から総括説明をお願いいたします。

○小原国際スポーツ大会推進部長 国際スポーツ大会推進部長の小原です。よろしくお願いたします。

平成29年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、国際スポーツ大会推進部関係につきましては、該当ありませんでした。

次に、平成29年度決算の概要につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明申し上げます。

1ページの平成29年度歳入歳出決算総括表をお開きください。

一般会計の歳入は、収入済み額が4億2,509万円余で、収入未済額はありません。

次に、歳出でございますが、支出済み額は14億811万円余、翌年度繰越額が9億7,757万円余で、不用額は1億802万円余となっております。

翌年度繰越額につきましては、主にラグビーワールドカップ2019推進事業に係るものでございます。これは、えがお健康スタジアムの座席やトイレ等の改修に当たり、関係機関との協議に時間を要したことによるものでございます。

不用額につきましては、主なものは、ラグビーワールドカップ2019に係るえがお健康スタジアムの施設改修事業の実績減による執行残などでございます。

以上、当部の平成29年度歳入歳出決算の概要を簡潔に申し上げましたが、詳細につきましては政策審議監から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○小早川宗弘委員長 引き続き、寺野政策審議監から説明をお願いします。

○寺野政策審議監 国際スポーツ大会推進課の寺野でございます。よろしくお願いたします。

まず、当課では、定期監査における指摘事項はございませんでした。

それでは、当課の決算について御説明をいたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損及び収入未済はございません。

まず、予算現額と収入済み額との比較について、主なものを御説明いたします。

社会資本整備総合交付金につきまして、予算現額に対し収入済み額が3億1,004万円余の減となっておりますが、これは、当該交付金を活用する事業につきまして、国の交付決定時期がおくれ、年度内に事業完了が見込めなかったため、翌30年度に繰り越すこととしたものでございます。

3ページをお願いします。

スポーツ振興くじ助成金につきまして、予算現額に対し収入済み額が4,530万円余の減

となっておりますが、これは当該助成金を活用する事業の実績減によるものでございます。

続いて、4ページをお願いします。

一般会計の歳出でございます。

観光費で1億802万円余の不用額が生じております。主なものとしましては、ラグビーワールドカップ2019のえがお健康スタジアムの施設改修事業のうち、スポーツ振興くじ助成金の対象事業の実績減による執行残等でございます。

翌年度繰越額につきましては、附属資料で御説明させていただきます。

お手元の附属資料をお願いいたします。1ページをお願いします。

繰越事業でございます。

ラグビーワールドカップ2019推進事業につきまして、繰越額は9億7,725万円余となっておりますが、えがお健康スタジアムの施設改修につきまして、施設管理者などの関係機関との調整に時間を要したことなどにより事業が完了しなかったため、繰り越しているものでございます。

スポーツ振興課は以上でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、ここからは質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○中川総括審議員 済みません、冒頭、商工政策課のほうで、定期監査の指摘事項はございませんということで発言いたしましたが、商工観光労働部各課とも監査の指摘事項はないということでございます。失礼いたしました。

○小早川宗弘委員長 中川総括審議員から

は、そういう御報告がありました。

ほかに質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 商工金融で、回収不能の生活保護者あたりは、いわゆる徴収停止というような言葉が出ておりますけれども、徴収が停止されると、結局もう、何というかな、もうチャラですかね。

○小早川宗弘委員長 何ページですか。

○岩下栄一委員 別紙の13とか17。

○浦田商工振興金融課長 今岩下委員から徴収停止のお話ございました。

徴収停止については、9ページを見ていただきますと、附属資料の9ページの4の29年度の未収金対策で、その中で④で徴収停止の規定を整備したということと、⑤で徴収停止を行ったというふうに書いております。その後、これは昨年度1件徴収停止がありましたけれども、27年度が1件、28年度が3件、去年が1件ということで、合計5件になっております。その5件のうち、⑥で2先について債権放棄の提案をしております。

徴収停止につきましては、もう徴収が見込めないというような状況になったときに、自治法上、徴収停止を一旦して、様子見て、時効とか納期限をはかりながら、財産調査もしながら、それでも財産の資力が戻らないという方については、そこで債権放棄を議会のほうに提案させていただいて、議決をいただいて不納欠損処分をするというような形でございます。昨年度、2件、1,400万円余について議決をいただいておまして、この6月に不納欠損処分を行いましたので、その分は来年度の未収金額の全体から落ちていくというような状況になります。

○岩下栄一委員 チャラじゃないんですね。

引き続いて……。

○浦田商工振興金融課長 チャラという言い方はあれなんですけれども、債権放棄することになるので、借金の額を免除するという形になります。まあ、平たい言葉というか、わかりやすい言葉で言うとチャラというような話になります。

○岩下栄一委員 下品な言葉で済みませんでした。

ただ、貸し付けのとき、もっと審査を厳重にされたらどうかなと思うんですけれどもね。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

先ほど、済みません、チャラと言いましたのは、徴収停止を行った上で、また期間を置いて資力を調査して、債権放棄の議決をした後に不納欠損してなると。徴収停止イコールチャラという形ではないということです。

それと、入り口の審査につきましては、最終的な貸付金は、最近では、最後の貸し付け、21年度にやっております、その後ずっと貸し付けが行われておりません。

その前の貸し付けについても、中小機構のほうの貸付準則でありますとか県の債権基準等に照らして、県だけの基準ではなくて、中小企業基盤機構のほうで審査をしていただいておりますので、そんなゆるゆるの審査ではなかったというふうには思っておりますけれども、年次がたつにつれ財産の価値も少なくなりますし、そういったことで、こういう返せない状況になったときに、未収金が生じているというような状況になっております。

○鎌田聡委員 説明資料の27ページに、産業支援課に、燃料電池自動車普及促進事業とい

うのがございますが、不用額もここに出ているかちょっとわかりませんが、燃料電池自動車の今の普及状況と、あと、そこに水素ステーションができていますけれども、県の公用車以外の利用を見たことないものだから、利用頻度はどのくらいなのかと、メンテ費用とか維持管理費用がどのくらいかかっているのか、その辺を教えてください。

○末藤産業支援課長 まず、燃料電池自動車の普及状況でございますけれども、まず、国の基本方針の中でも、東京、大阪、名古屋、福岡という4大都市圏を中心にインフラをまず整備をした上で、いずれそこから延伸もということ聞いております。

その中で、熊本には、今のところ商用の水素ステーションというものはございませんでして、その商用の水素ステーションがございませんところでは燃料電池自動車も販売できないですとか、そういう事業上の制約もあるというふうに伺っております。

ちょっと今、手元で、県内どれだけの燃料電池自動車があるかどうかということは把握してございません。

それから、県庁に設置してございますスマート水素ステーションの利用につきましては、実証用ということでございますので、県のPR車が専ら充填を行う拠点でございますので、そちらで一般の燃料電池自動車のほうをすぐに充填を行うことには現在なってございません。

○鎌田聡委員 で、幾らかかっているんですか。

○末藤産業支援課長 29年度の事業内容ということでございますと、FCV及び水素ステーションの維持管理費用ということで457万円余となっております。

○鎌田聡委員 じゃあ、457万円という額が、まあ決算ですから、幾らかかっているのかというのは教えていただかなきゃいけないんですけども、それは間違いないですね。

○末藤産業支援課長 燃料電池自動車普及促進事業では、338万円と決算でなっております。

○鎌田聡委員 普及促進事業はわかりました。実際、水素ステーション、実証でつけていっちゃうあの費用が幾らかかっているかということなんですけれども。

○末藤産業支援課長 御質問について、整備費用ということではよろしいですか。

○鎌田聡委員 違う違う。整備はされとつとですね。

○末藤産業支援課長 はい。

○鎌田聡委員 で、日常的に幾らか維持費用がかかっているんじゃないかなと思ってですね、あの設備を維持するのに。それが幾らかなど。

○末藤産業支援課長 維持管理費につきましては、約357万円程度ということになってございまして、内訳は、電気代、水道代、定期点検、部品交換費、その他消耗品ということになってございます。

○鎌田聡委員 決算ですから、約じゃなくて、幾らかというのははっきりわかっている——わかっていると決算書にできませんので……（「ここに書いてある」と呼ぶ者あり）どれかに入っていると思うんですけどもね。

○末藤産業支援課長 確認の上、後ほど回答

申し上げます。申しわけございません。

○鎌田聡委員 ちょっと決算委員会ですから、きちんとした額が出てきたやつを僕らは審議するんですよね。ですから、そういう額をきちんと示してもらわないと審議できません。それは準備されている数字と思ったので言ったんで、ちょっと調べとってください。

○末藤産業支援課長 はい。

○鎌田聡委員 その前に、ちょっと私、認識が間違っていたと思うんですけども、その商用の水素ステーションがなければ販売できないということになっているんですか。ですから、じゃあ商用のステーションがないので、県内にですね。ないという御説明でしたから、1台も走ってないということではないんですか、販売されてないということ。

○末藤産業支援課長 例えば、トヨタ自動車の販売するMIRAIにつきましては、事業上、そうした商用ステーションのないエリアでは販売をしないというふうなことを伺ってございますけれども、例えば、福岡のほうから充填なさって熊本に乗り入れて走っていらっしゃる場所もございまして、物理的には走っているということはあるかもしれませんが。

○鎌田聡委員 促進事業ということで事業があつて、これから普及させていこうということで水素ステーションもつくって、最初の費用よりかなり、倍かそのぐらいになった、たしか設置費用はかかったと思いますけれども、それは私は一般車も利用できるということで認識持っていたので、あれはもう県の公用車だけということなんですか。

○末藤産業支援課長 県の公用車のみという



ことでございます。

○鎌田聡委員 これから——全然悪い話じゃないと思うんですよ。水素自動車を普及させていくということを取り組みを進められていると思いますから、そういった事業をどんどんやっぱり進めてもらいたいと思いますし、やっぱり水素ステーションもせっかくつくったのであれば、この促進事業にきちんとマッチさせて、ああいうのがありますからということやっぱり県民にPRをしていくということも必要だと思いますけれども、ただ、売れないということ、売ることができないということであるならば、少しその辺がちょっと変わってくるんですよ。それはもう事実ですか、販売できないというのは。

○末藤産業支援課長 まず、委員御指摘のとおり、FCVは普及啓発を目的として車両を導入してございまして、一般への普及を目的に、試乗会ですとか展示会等、PRに活用してございます。

商用ステーションがないエリアでの販売につきましては、事業者様の御判断になられるかと思っております。例えば、先ほど申し上げましたように、MIRAIの場合ですと、商用ステーションのあるエリアでしか販売をしないというのは、事業者の御判断になられるものです。

○鎌田聡委員 何さま自動車の会社の判断なんですね。

○末藤産業支援課長 はい。

○鎌田聡委員 売れるところは売っていいと、売れないところは売らないということなんですね。

○末藤産業支援課長 はい。

○鎌田聡委員 普及啓発で、いいやつであるなら、やっぱりもっとPRしていかないかぬと思うんですよ。だから、ちょっとそういうことで、非常にああいう施設をつくったけれども、そういった県民向けのPRが非常に地味だと思います。使えないと、使わせないということですよ。使わせないということであるならば、少しそこは、やっぱり普及促進事業とうたっている以上は、何かあそこをうまく利活用していく必要があるんじゃないかなと思いますし——で、幾らかかっているかという額はもう出ているかと思っておりますけれども、まだわかりませんか。

○末藤産業支援課長 維持管理費でございますけれども、338万余となっております。

○鎌田聡委員 それだけのやっぱり維持管理費もかかっているわけですから、もちろん初期の設置費用もかかっているわけですから、もう少しうまくPRして、一般用に売れない会社もあるというのもちよっと引っかかりますけれども、そういったことも含めて、もう少し、促進事業ということであるのならば、しっかりと促進するような取り組みにつなげていていただきたいと思っておりますので、そこはぜひ今後また考えていていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○高野洋介副委員長 確認ですけれども、338万円余と言われましたけれども、これは、資料の27ページの燃料電池自動車普及促進事業が、丸々維持費というふうな形でいいんでしょうか。

○末藤産業支援課長 はい、そのとおりでございます。

○高野洋介副委員長 わかりました。

○西聖一委員 グループ補助金の件でお尋ねしますが、大体補助割合としては何割負担ぐらいになるのでしょうか。

○浦田商工振興金融課長 補助率につきましては、中小企業の場合は4分の3、みなし大企業の場合は2分の1というような形になっていまして、まあ4分の3ですが、一部消費税とかには対応していませんので、消費税分を除いて4分の3を補助するという仕組みになっております。

○西聖一委員 じゃあ、残りの分は、自己資金は手当てせないかぬわけですがけれども、その自己資金は、その企業は大体どういうところから手当てしているんですか。

○浦田商工振興金融課長 まずは、自分のところの蓄えというのもございますし、地震保険というのもございます。それでも足りないときには、例えば、今産業支援財団のほうに県から無利子で貸し付け、原資をお渡しして無利子で対応できる仕組みをつくっていますし、制度融資の中でも資金を確保するというような手だてをしております。

○西聖一委員 さっき出てきた中小企業振興貸付金とは全く別のやつで、しかし、政府系というか、県関係の無利子の融資資金が結構まだあるということですか。

○浦田商工振興金融課長 説明資料の11ページをごらんいただきますと、上の段の中小企業振興資金助成費の中で、事業の概要の一番下のポツ、被災中小企業施設・設備整備支援事業、公益財団法人くまもと産業支援財団に対する貸し付けと書いていますが、これは97億7,000万、昨年度出しています。

その前に、28年度においては、223億、原

資の部分と、一部この貸付金を運用していただいて、例えば、貸し倒れに対する引当金とか管理事務費とかを運用益で出してもらった仕組みにしているんです。

貸付金は、28年度分で65億、昨年分で63.6億で、約128億ぐらい貸付原資としてお出しして、今申請に基づいて審査をして、貸し付けを行っているような状況でございます。

○西聖一委員 わかりました。

今は貸し付け中ですがけれども、復旧して、復興してもらわなくちゃいけません、先ほど言った、まあ倒れてしまって、またその原資が120億ぐらい相当が、もしかすると回収しなければならぬ状況になることは十分であると理解していいんですか。

○浦田商工振興金融課長 今回のスキームの場合は、東北の例も踏まえて、貸し倒れリスクというのが約11.7%ぐらいあるのではないかと、それ踏まえて資金的に貸し付けて、それを運用益で少し生じる部分を貸し倒れたときに引き当てていただくというような仕組みにしています。

○西聖一委員 ということは、県としては、貸付審査は十分そこら辺まで見込んでいますので、今後、県のそういう未収とか債権回収に対する労力はあんまり考えないでいいというふうに理解していいんですか。

○浦田商工振興金融課長 貸付審査は、まず財団のほうでやっていますけれども、財団には、保証協会、それと肥後銀行、熊本銀行から職員を無償で派遣していただいて、その方たちが審査していただいています。

ある程度貸付規則に従った形で貸し付けますがけれども、被災を受けて復旧しようという

方ですので、今後の資金繰り等も踏まえて、さきに言いましたけれども、東北の例も踏まえて、少しそういう心配もあるかなということで、その分相当を積み立てさせていただいているというような状況です。

○西聖一委員 了解しました。

○小早川宗弘委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 大変古いテーマですがけれども、企業誘致で、沢田県政、細川県政のときにえらい力入れて、太鼓たたいて企業誘致を呼びかけて、かなりの進出企業があったと思いますけれども、この企業立地課の職員23人分、1億5,000万と給与を明示されているけれども、この職員の中で企業誘致専従員という人はいるんですか。

○深川企業立地課長 企業立地課深川でございます。

今岩下委員のほうから、企業立地課について、専従職員の有無についてお尋ねいただきました。

企業立地の専従職員という職員はございません。ただ、やはり企業誘致関係は、企業様との、何といいますか、顔見知りといいますか、おつき合い、こういったものが非常に重要でございますので、比較的在課年数が長い職員が多うございます。

実際、普通の課であれば、3年ぐらいで異動とかあるものなんですけど、当課の場合には、各班に5年目ないし4年目といった職員が必ずおまして、また新しく来た職員にも、どんどん連れていきましてネットワークを引き継いでいくと、そういった体制を築いておるところでございます。

○岩下栄一委員 部長が大阪事務所におられ

たころは、盛んに近畿付近の企業を引っ張ってこられて大変よかったですので、現状はどうですか。何社ぐらい来ているんですか。

○深川企業立地課長 一昨年、地震があった際には、21件と少し落ち込んだところでございましたが、平成29年度は、年間で46件と、これまで過去最高の立地件数を達成してございます。今年度につきましては、9月末現在ではございますが、19件ということで、昨年とほぼ同じペースで進んでいるところでございます。

大きくは、非常に今景況感がいいということで、半導体ですとか自動車関係、そういったところのサプライヤー型の企業の設備投資、これが多くなっております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 やっぱり企業との個人的な関係とか、いろいろやっぱり随分職員の皆さん、努力されていると思います。

以前、田谷企画開発部長と山本企画課長か、2人して夜の街をさまよって、企業誘致のために細川さんはどんどんやってくれと言われたということがあったけれども、まあ非常に努力というか、苦労が多かろうと思いますけれども、どうぞよろしくお願ひします。

○磯田商工観光労働部長 ありがとうございます。

企業誘致課職員、営業の最前線として日々頑張っております。特に、情報収集するために、新聞だけじゃなくて、いろんな企業の方から情報をとって、いち早く動くのが大事だと思いますので、しっかり努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○小早川宗弘委員長 ほかにありますか。

○溝口幸治委員 20ページ、労働雇用創生

課。

熊本県ブライ企業件の件ですけれども、非常にいい事業だというふうに思っていますし、先行してというか、先駆けてなされた企業は、それなりにメリットもあるし、ブライ企業に挑戦している企業も、いろいろ勉強になるという話を聞いています。

これって、いつまで続けていく、何社ぐらいまでいくのかという、先の見通しというか、その辺はどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思いません。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

今溝口委員のほうからお話がございました、ブライ企業についてでございますけれども、ブライ企業、4カ年戦略の目標としては、一応200社というのを目標に掲げていたところでございます。今年度、ブライ企業の認定を行いまして、現在のところ、288社をブライ企業として認定させていただいております。

ブライ企業は、3年ごとの更新となっております。実際には、従業員が生き生きと働き続けられる企業という形で、20程度の指標を設定いたしまして、その点数によって外部の審査委員会にかけまして認定作業というものをしておりますけれども、3年ごとにその点数がちゃんととれているかどうかというものを確認して更新をしていくわけでございます。

よって、1期目の方々が、3年たって、再度また更新という形、プラス新規でプラスアルファの企業さんが追加されていく形になりますけれども、現時点で終期を設定した事業ではございませんので、引き続き、ブライ企業として応募があった際には認定をしていくつもりでございますけれども、その数に関しましては、新たな新規の認定の申請数、ま

た、更新の企業さんの申請数でもって、その得点のレベルを何点で合格というか、認定の点にするかということを決めながら、一定の企業さんの数というものを確保しつつ、バランスをとって認定作業というものを今後行っていこうということで、外部の委員の先生方には御説明をしているところでございます。

現在の考えは、以上のような考えでございます。

○溝口幸治委員 先頭グループが、たしか今度更新だったんですね、恐らくですね。先頭グループ、何社あって、そのうち何社が更新されたのか、わかりますか。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

第1期で認定をした平成27年度は、39社を認定しておりましたけれども、今年度更新した企業は、39社全部申請が上がりましたけれども、38社を認定しております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 わかりました。

さっき、いろいろ基準があつてというお話はわかりました。当面はそれでいけるのかと思えますけれども、要は企業側にとってメリットがないと、恐らく申請って多分、今回は先頭バッテリーが行ったし、まだブライ企業というのはとてもいいという評判が今立っているんで、皆さん行くと思うんですけれども、これはやっぱりずっとやっていくと、なかなか厳しいところに来るのかなと思っています。

例えば、建設業のISOとかも、当初は、これは取らんといかぬといってわあわあわあわあやりましたけれども、最近、持っっても余り効果がないので、費用ばかりかかってという話もあるので、このブライ企業になるのは、結構手間暇かかるんですね、

いろいろ会社の雇用体系とかも見直して。今のところいいと思いますが、いつか必ず、近い将来、やっぱり限界来るのかなと思っていきますので、そこに向けてしっかり内部でも議論をやっておいてほしいというふうに思います。

○石元労働雇用創生課長 ありがとうございます。労働雇用創生課でございます。

そのような形で、ある程度ブライ企業も認知が図られてきて、企業さん方の申請も多くなっております。

そこで、ちょっと考えていることは、今年度におきましては、そのブライ企業の中からブライ企業賞というものを設定いたしまして、先日10社を選定して、表彰制度で、特にブライ企業の中で目立った取り組みといますか、非常に見本になるような取り組みをしている企業さんを表彰したところでございます。

そのような形で、ブライ企業の中でも、県のホームページで公表しておりますけれども、公表する内容として、表彰企業さんの星をつけたり、更新企業さんであれば、その更新企業さんがわかるような形で、その288社の一覧の中で目立つような形でホームページとかで公表をしているところでございます。

そういった形で、ブライ企業の中でも目につく企業さんなんかを、できるだけ県民の方々にわかるような形でPRを考えているところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員 今のはよくわかりました。

ちょっともう1件いいですか。

○小早川宗弘委員長 はい。

○溝口幸治委員 インバウンド対策が、まあ観光から国際課も含めてこう移っていったら、

今は国スポの件もあるので、非常に連携しながらやっていく大事な時期に来ていると思うんですね。

内部では、いろいろ大変なことも、どこにどう振り分けていくかという大変なところもあると思いますが、そのあたり今どういうふうに調整をされているのかということと、いよいよ来年ですから、そのあたりの決意というか、それをお聞かせいただきたいと思いますが、誰が——譲り合わずに率先して手を挙げていただくとありがたいんですが。

○寺野政策審議監 国際スポーツ推進課でございます。

インバウンド対策ということで、まずラグビーにつきまして、3万人の会場、2試合6万人ということで、国外から2割、1万2,000人を見込んでおります。宿泊客が、国内1万2,000人、残りが県内、九州からということで、インバウンドにつきましては、海外のOTA、オフィシャル・トラベル・エージェント、これに対しては商工観光の国際課さんでやってもらっております。

ハンドボールでございますけれども、30万人の高い観戦客目標をつくっております。今の試算では、85%ぐらいが県内かなと見込んでおります。残りの4万5,000人ぐらいが県外、国外と。国外は1万人程度かなと。1万人程度につきましては、同じように国際課さんのほうで海外にPRをかけていただくと。

とにかく、まず、我々は、コアゾーンを国内のほうについてはアプローチしたいと。ハンドボールファミリーでありまして、ハンドボールが盛んな高校等に行きまして、これは我々が直接アプローチに行って、日本協会等が持っている旅行会社を使ってそこにやっていただくと。その他の一般客について、観光課さんのほうで、旅行商品、持ち合わせのやつ、それに、この時期はハンドボールがありますよというようなことをうたい込んでいた

だいて、営業をかけていただく、そんな整理で今進めているところでございます。

○原山観光経済交流局長 観光経済交流局長の原山でございます。

国際スポーツ大会につきましては、国際インバウンドの誘致、それから、国内観光客の呼び込みもありますし、今申し上げましたようなコアファンの誘客というのもございますので、やはり国際課、観光物産課、そしてスポーツ部の確かな連携が必要になってくると思いますので、日常から国際課と観光物産課については、場所も近くでございますので、しっかり連携をとってやっております。ただ、スポーツのほうがちよっと、物理的にちよっと今離れたせいがありますので、ここは意識してしっかり連携をとりながら今もやっておりますし、今後も、来年に向け、しっかり連携をとってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 この仕分けでいくと、なかなか、きれいに分かれているけれども、恐らく大変だと思うんですね、中はね。どこにどう振っていくかというのは。なので、そこはしっかり連携図ってやってください。

以上です。

○原山観光経済交流局長 ありがとうございます。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありますか。

○高木健次委員 42ページですけれども、企業立地課。

土地売り払い収入が2億というのは、備考欄では、当初予定のない工業団地の売却による収入とありますが、これはどこの工業団

地。

○深川企業立地課長 こちらは城南工業団地でございます、附属資料の15ページをお開きいただきますと、県有財産処分一覧表ということで、城南工業団地、1万9,320平米、契約金額2億997万円余という形になっております。この件でございます。

○高木健次委員 この城南工業団地というのは、これは今まで予定なかったところ、企業が入りたいということで購入されたわけですね。

○深川企業立地課長 予定がなかったといえますか、今2区画、当時空きがございまして、ずっと売っておるんですけども、いつ売れるかわからなかったのが、29年度に売却できたというところでございます。

もう1区画ございますが、あと6ヘクタールぐらい残っております。そちらにつきましては、現在、熊本市の仮設住宅が入っておりますので、その仮設住宅が最終的に撤去後、もう一度分譲にかけていくという形でございます。

○高木健次委員 今のところを聞いたかたんですが、2区画あった、残ったと。1区画は、思わず企業から引き合いがあったということで、ただ、ふだんも土地のあっせんとかそういうやりとりは、いろいろ宣伝はやっているということですね。

○深川企業立地課長 城南あたりは、スマートインターチェンジができてから、非常に企業さん方の引き合いが多くなっております。そういうこともございまして、熊本市ですとか、あと宇城市、そういったところとも連携を密にしながら、いろんなそういう工場が立地できるような適地、こういったものの

情報交換等もやっているところでございます。

○高木健次委員 最近、県南の工業誘致といえますか、しっかり県もやっている関係で動きが入ってきていますよね。非常にいいことだと思います。

そういうことで、あと1区画は、仮設住宅が今入っているから、それが撤去次第ということで、何年ぐらいかかるとですか。

○深川企業立地課長 一応、契約上は今年度で、さらに1年度延長されるということがお決まりになっていますので、少なくとも来年度いっぱい、平成31年度いっぱいには仮設住居の方があるということでお伺いしております。

基本的には、私ども、地震の復興のためのいろんな産業振興ですので、まずはそこに働く方、住宅等を今失われた方の、何というんですか、安住の地を探すのが一番ですので、まずはその仮設住居を最優先という形で考えておるところでございます。ですから、追い出すとか、そういうようなのは全く考えてございません。

○高木健次委員 追い出せとかは言っていませんけれどもね。ただ、この6ヘクタールですから、今回の売却の3倍の面積、非常にいいところで、いい面積が残っているから、引き続き、これは今からやっぱり宣伝とかいろいろやって、頑張っていたいただければありがたいというふうに思います。

○深川企業立地課長 ありがとうございます。

県南を含め、企業誘致、精いっぱい頑張ったいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

ありませんね。なければ、これで商工観光労働部及び国際スポーツ大会推進部の審査を終了します。

これより、1時まで休憩をいたします。

午前11時21分休憩

午後0時59分開議

○小早川宗弘委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより教育委員会の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで、できるだけ簡潔にお願いいたします。

それでは、教育長から決算概要の総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 お世話になります。教育委員会でございます。

平成29年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のございました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係につきまして、その後の措置状況を3点御報告させていただきます。

まず、1点目でございますが、決算特別委員長報告第4の11、「育英資金の貸与については、他県の事例等を参考にしながら、未収金発生防止に努めること。」についてでございます。

現在、未収金発生防止の観点から、各学校に対し、育英資金奨学生の募集に当たっては、育英資金の返還金は将来の貸付金の財源に充てられていることや、奨学金の返還が大

きな負担となることがないように、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分に考慮の上、貸与月額を選択することを、保護者及び生徒に指導するように依頼を行っているところでございます。

また、毎年開催されております九州・山口各県の担当者協議会にも職員を参加させ、各県の未収金発生防止に係る取り組み事例等について、情報の交換も行っております。

このような取り組みによりまして、平成29年度決算においても、全国トップクラスの高い徴収率を維持したものの、返還者が年々増加していること等から、収入調定額が増加したことに伴い、未収金額も増加しております。

今後も、奨学金制度を将来にわたり維持できるように、未収金発生の防止に努めてまいります。

次に、2点目、決算特別委員長報告第4の12、「未収金については、育英資金以外の未収金も含め、教育委員会の中に、未収金回収の専門知識を有する職員による、横断的な組織を設置するなどの対応策を検討すること。」についてでございます。

これまでも、財政課を事務局とした全庁的な組織である未収金対策連絡会議に参加し、未収金対策強化に向けた取り組みを進めてまいりました。さらに、今年度からは、教育委員会の関係課で課題の共有や取り組み事例の情報交換等を行う場を設け、未収金回収の専門知識の向上と効果的な回収方法の習得に努めているところでございます。

今後も、このような対応策を講じながら、滞納者に対しては、法的措置も含め、徹底した取り組みを進めてまいります。

次に、3点目、決算特別委員会報告第4の13、「高校再編整備で閉校になった跡地については、年数の経過とともに利活用が困難になると思われるため、期限を区切って方向性を示すなど、スピード感を持って取り組むこ

と。」についてでございます。

現在、知事部局も含めた横断的な組織である県立高等学校再編整備跡地活用検討委員会において、個別案件ごとに跡地利活用の方向性について検討しており、関係自治体の意向を取り入れながら、知事部局とも十分に連携し進めております。

これまで、天草東高校のグラウンド部分がくまもと県民発電所として活用され、ことし2月から送電を開始したほか、水俣高校の商業科実習棟を水俣市が水俣環境アカデミアとして活用した例、そして、ことし4月に、南関高校跡地を地元南関町庁舎等の建設予定地として無償譲渡した例などがございます。

また、蘇陽高校跡地等につきましては、現在、年度内の売却を目指し、入札の実施に向けた準備を進めているところでございます。

今後も、閉校跡地利活用については、地元自治体を初め関係機関等としっかり連携しながら、スピード感を持って取り組んでまいります。

措置状況について、以上3点報告させていただきました。

続きまして、平成29年度熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要につきまして御説明させていただきます。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、平成29年度歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

歳入は、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額321億9,447万3,000円に対しまして、調定額319億88万9,000円、収入済み額317億1,640万円、不納欠損額108万6,000円、収入未済額1億8,340万3,000円となっております。

歳出でございますが、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額1,331億2,428万6,000円に対しまして、支出済み額1,253億3,114万円、翌年度繰越額52億7,287万4,000



円、不用額25億2,027万2,000円となっております。

繰越事業は、主な内容といたしましては、熊本地震に伴う文化財や県立学校施設の災害復旧に関するものでございまして、調査や設計、工事に日数を要したことなどにより、年度内の整備が困難であったため繰り越したものでございます。

以上が教育委員会関係の平成29年度の決算概要です。

なお、詳細につきましては各課長が御説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○小早川宗弘委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございませぬ。

教育庁の定期監査におけます指摘事項は、社会教育課と体育保健課の2課分につきまして御指摘がございました。後ほど担当課長から御説明いたします。

それでは、説明資料2ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

使用料及び手数料でございますが、教育センターにおける電柱や自動販売機に係る行政財産の使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、熊本地震に伴い、文部科学省から交付された被災児童生徒就学支援等事業費補助及び同省から委託された教員養成等一体改革推進事業委託金と学校業務改善加速事業委託金に係る委託料でございます。

説明資料3ページをお願いいたします。

財産収入でございますが、主なものとしては、教職員住宅の家屋貸付料でございます。

次に、諸収入でございます。

説明資料4ページをお願いいたします。

主なものとしまして、施越にかかる教育災害国庫支出金に係る過年度収入でございます。

次に、繰越金でございますが、後ほど御説明いたします繰越事業の財源として、年度内収入を充当していることに伴うものでございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

資料の5ページをお願いします。

教育委員会費でございますが、教育委員の報酬、教育委員会運営費でございます。

不用額の主な内容は、各種行事における教育委員の参加人数等が見込みより少なかったことに伴う教育委員人件費等の執行残でございます。

次に、事務局費でございますが、課及び教育事務所の運営費、熊本県教育情報化推進事業、県立学校校務情報化推進事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、パソコンリースなどの入札に伴う執行残、職員厚生費の委託の入札に伴う執行残、熊本地震被災生徒就学支援事業、これは市町村等の専修学校3校でございますけれども、その生徒さんへの市町村が行う授業料減免等への国庫補助事業でございます。その事業における支給対象者や支給額が当初の見込みを下回ったことに伴う執行残及び学校現場業務改善加速事業における国との委託金額の確定に伴う減額でございます。

6ページをお願いいたします。

教職員人事費でございますが、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、用途を廃止した教職員住宅に係る維持修繕費用が不用になったことに伴う執行残でございます。

次に、教育センター費でございますが、教育センターの管理運営費、教育センターで実

施します教職員に対する研修等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、管理運営費の経費節減に伴う執行残及び研修事業等に係る執行残でございます。

次に、恩給及び退職年金費でございますが、共済制度発足前の退職者やその遺族に対する恩給等でございます。

不用額は、受給者の年度途中の死亡者の数が見込みを上回ったことによる執行残でございます。

7ページをお願いします。

教育施設災害復旧費でございますが、熊本地震により被害を受けた教職員住宅や教育センターの災害復旧に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、熊本地震で被災した教育センター理科棟の解体工事に伴う入札残でございます。

申しわけございません。別冊としております決算特別委員会附属資料のほうをお願いいたします。

1ページをお願いします。

平成29年度から平成30年度への繰越事業でございます。

教職員住宅管理費でございますが、南熊本住宅の屋上防水工事に際し、熊本地震災害復旧工事を優先して行うため、当該工事を先送りする必要が生じ、発注を見送ったことに伴い、繰り越しを行ったものでございます。なお、来年の1月には工事完了の予定でございます。

次に、教育センター災害復旧事業でございますが、未利用だった宿泊棟を新理科棟として利用するための改修工事について、熊本地震の影響から入札不調となり、業者との契約に期間を要したため、繰り越しを行ったものでございます。なお、本年11月末には工事完了の予定でございます。

教育政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島学校人事課長 学校人事課長の手島でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の8ページをお願いいたします。

まず、使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、県立学校授業料や県立学校入学金でございます。

次に、9ページの国庫支出金でございますが、主なものとしましては、就学支援金制度に伴います高等学校等就学支援負担金及び義務教育学校教職員の給与に係る義務教育学校職員費負担金でございます。

このうち、高等学校等就学支援負担金につきましては、就学支援金制度に伴う国庫負担金収入でございます。

これは、保護者等の収入に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められた生徒に対しまして、国が授業料と同額の就学支援金を県を通じて支給するものでございますが、県は、この交付金を先ほど御説明しました授業料収入に直接充てることで、生徒、保護者は授業料を納付する必要がなくなるものでございます。

次に、10ページの財産収入でございますが、主なものとしましては、熊本地震に伴います県外からの派遣職員に係る宿舍管理費規則に基づく家賃貸付料及び特別支援学校での作業実習に係る実習生産物売り払い収入でございます。

次に、11ページの諸収入でございますが、主なものとしては、11ページの6段目に記載しておりますとおり、県立学校に設置しております売店の電気料等に係る雑入でございます。

なお、最下段の過年度収入の年度後返納につきましては、後ほど附属資料において御説明いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

まず、教育総務費の事務局費、教職員人事費でございますが、予算額のほとんどが職員の給与費、人件費でございますが、歳入のところで御説明しました就学支援金制度の国からの負担金を授業料収入に充てるため、就学支援金交付等事業を教職員人事費で計上しております。

不用額については、自己都合等の退職者が見込みより少なかったことによる教職員退職手当等の執行残でございます。

次に、このページの5段目の小学校費の教職員費、7段目の中学校費の教職員費及び13ページ2段目の高等学校費の高等学校総務費でございますが、これらの不用額も、いずれもそのほとんどが教職員の給与費、人件費の執行残でございます。

教職員給与費につきましては、毎年度、12月1日現在の現員数で所要額を見込み、2月補正を行っておりますが、その後の休職や育児休業の変更等に伴いまして執行残が発生したものでございます。

次に、同じく13ページ3段目の高等学校費の全日制高等学校管理費、4段目の定時制高等学校管理費でございますが、これは、高等学校の光熱水費や事務経費等、学校の管理、運営に係る経費でございます。

不用額は、各学校において、光熱水費や事務経費の節減に努めたことによる執行残でございます。

次に、13ページ6段目の特別支援学校費でございますが、これは特別支援学校に係る教職員の人件費及び学校の管理運営費でございます。

不用額については、教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費節減による執行残でございます。理由につきましては、先ほど説明しました高等学校の人件費及び管理運営費と同様でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

14ページの平成29年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

収入未済額につきましては、臨時的任用教員の給与決定誤りに伴う過年度分給与返納でございます。これは、過去2年分の給与の差額を返納するに当たり、生活に支障が生じるため、一括返納は困難ということで、分割返納の申し出があったものでございます。

収入未済は、1の平成29年度歳入決算の状況に記載のとおり、37万7,000円でございます。

4の未収金対策としましては、3回の分割納付とし、納付期限及び納付額を記入した分割納付の申出書を提出させ、期限どおりの履行を促しているところでございます。

なお、これまで2回は納付期限までに履行しており、残り1回は12月を履行期限としております。

学校人事課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

まず、教育委員会の定期監査における指摘事項についてです。

社会教育課について御指摘がございましたので、指摘事項について御説明申し上げます。

資料の監査結果指摘事項をお願いしたいと思っております。

指摘事項といたしましては、職員の事務懈怠等に起因した契約等の遅滞について、職員の事務処理懈怠により、次の課題があるとして、「①平成29年度被災地域の教育力向上プロジェクト業務委託において、対象町村との契約手続を行わないまま業務を委託している。②市町村への補助事業において、上司の決裁を受けないまま実施要領等を発出している。事務手続において、組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。」

でございました。

次に、事案の概要について御説明します。

①の平成29年度被災地域の教育力向上プロジェクト業務委託につきましては、本来、文部科学省と本県との平成29年4月1日付の委託契約後、県は速やかに6町村と委託契約をすべきでありましたが、事務処理が遅延し、担当職員が契約手続を行わないまま町村に業務の実施を認め、実際に当該町村と契約を締結したのは平成29年12月になったものでございます。

次に、②の市町村への補助事業につきましては、事務処理が遅滞する中で、担当職員が、上司の決裁を受けないまま、平成29年12月に実施要領等を発出するとともに、平成30年2月に、一部の市町村に対して、同じく上司の決裁を受けないまま交付決定通知書を発出したものでございます。

対応状況でございますが、①につきましては、対象町村と、平成29年12月19日に、平成29年4月5日付で契約を締結しました。平成30年度に入り、国への実績報告等を行い、出納閉鎖までには全ての業務を完了しております。

②につきましては、平成30年4月2日から処理を進め、遅滞していた実施要領の策定、通知、市町村への交付決定、変更交付決定、支出負担行為書の作成等の事務を行い、出納閉鎖までには全ての業務を完了しております。

①、②とも、組織全体としての業務の進捗状況のチェック体制の不備と職員の事務処理懈怠が原因としてあり、これらの改善のため、次の取り組みを行っております。

まず、班長、審議員、課長のそれぞれの立場で、常に各職員の業務の進捗状況等を把握し、必要に応じ係、課内の応援や事務分掌の見直しを行うなど、組織的に管理をしております。

また、教育庁全所属でチェックシートを導

入し、事業進捗状況の課内共有化を行っております。

さらに、職員の会計事務に係る知識を向上させるための研修を実施しております。

これらの取り組みを継続し、今後同様の事態が起こらないよう、しっかり努めてまいります。

以上、監査の指摘事項に係る説明でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の14ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、県立青少年の家の携帯電話基地局設置に伴う行政財産使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、主なものとしましては、放課後子ども教室などを実施する市町村への補助事業に係る地域連携教育支援活動促進事業費補助でございます。

予算現額と収入済み額との差217万9,000円は、国庫補助金の減額に伴う市町村への間接補助額の減によるものでございます。

次に、その下、教育災害復旧費補助でございますが、これは平成28年熊本地震により被災した熊本県立図書館の災害復旧に係る経費でございます。

また、最下段の地域教育力活性化推進事業委託金でございますが、これは平成28年熊本地震に伴い被災した地域の学校の授業支援や周辺の環境整備などの国からの委託金でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

財産収入及び諸収入でございますが、主なものとしましては、財産運用収入の土地貸付料で、これは熊本県青年会館敷地に係る土地貸付料でございます。

なお、歳入につきまして、不納欠損、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

下段の社会教育総務費でございますが、主

なものとしましては、社会教育及び生涯学習の振興に関する事業、青少年教育施設の管理、運営に係る経費でございます。

不用額は、主に入札及び経費の節減に伴う執行残でございます。

次に、上段の図書館費でございますが、熊本県立図書館の管理、運営及びくまもと文学・歴史館の運営等に関する経費でございます。

不用額は、主に経費節減に伴う執行残でございます。

次に、17ページ下段の教育施設災害復旧費でございますが、これは平成28年熊本地震等により被災した青少年教育施設及び熊本県立図書館の災害復旧に係る経費でございます。

不用額は、主に青少年教育施設における災害復旧事業の入札に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額5,100万円の詳細につきましては、附属資料で御説明いたします。

附属資料の2ページ、平成29年度繰越事業調べをお願いいたします。

青少年教育施設災害復旧費でございますが、これは平成28年6月の豪雨により崩落した豊野少年自然の家の敷地内道路ののり面復旧に係る経費でございます。

繰越理由のところですが、復旧に係る適正な工期の確保ができなかったため、5,100万円を平成30年度に繰り越したものでございます。工事は、本年6月に完了しております。

社会教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の18ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、装飾古墳館観覧料、美術館観覧料及び美術館使用料でございます。

次に、19ページから21ページの国庫支出金

でございますが、主なものとしましては、19ページの下から2段目、地方創生拠点整備交付金で、これは交流人口の拡大を目的とした美術館機能強化の国庫補助金でございます。

予算現額と収入済み額との差1,125万円は、事業費の確定による減であります。

次に、20ページの下から2段目、史跡等保存整備費補助でございますが、これは鞠智城跡整備事業への国庫補助金でございます。

次に、21ページの1段目の教育災害復旧費補助でございますが、これは県立美術館本館の災害復旧への国庫補助金でございます。

予算現額と収入済み額との差1億48万4,000円は、事業費の確定による減であります。

次に、22ページの寄附金でございますが、主なものとしましては、下から3段目にございます文化財等復旧復興寄附金でございます。熊本城や阿蘇神社を初めとする文化財の復旧のため、県内外から10億7,389万円の寄附金をいただいております。

次に、23ページの諸収入でございますが、主なものとしましては、下から2段目、発掘調査受託事業収入で、国などからの発掘調査の受託収入でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の25ページをお願いいたします。

まず、文化費でございますが、主なものとしましては、備考欄、事業の概要2つ目の文化財保存事業でございますが、これは国、県指定文化財の保存、整備に補助金を交付するものでございます。

次に、3つ目の埋蔵文化財発掘調査事業でございますが、これは国などからの受託事業でございます。

上に記載しています不用額を生じた理由については、埋蔵文化財発掘調査の日数短縮による執行残でございます。

次に、事業概要の7つ目、下から2つ目の熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金でございますが、これは熊本地震により被災した未指定文化財などの復旧を支援する基金への積み立てでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

美術館費でございますが、主なものとしましては、備考欄、事業の概要2つ目の展覧会事業費でございますが、これは県立美術館が主催及び共催する展覧会を開催するものでございます。

次に、3つ目の細川コレクション永青文庫推進事業でございますが、これは、公益財団法人永青文庫が所有する美術品などの一部を県立美術館に常設展示するとともに、同法人所蔵の美術品などの調査研究を行うものでございます。

次に、4つ目の県立美術館本館改修整備事業等でございますが、これは、昭和51年に開館した県立美術館の老朽化した施設、設備の改修を行い、保全、長寿命化を図るとともに、良好な展示、保管環境を確保するものでございます。

美術館費の不用額の主なものは、入札残に伴う執行残でございます。

同じく26ページ、教育施設災害復旧費でございますが、これは文化財及び美術館などの災害復旧事業でございます。

不用額の主なものは、歴史的建造物の所有者が、修復することについての決定が次年度に変更されたことなどにより、申請時期が次年度にずれしたことによりです。

次に、別冊の附属資料をお願いいたします。

平成29年度繰越事業調べについて御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

明許繰り越しになります。

1段目の文化財保存事業でございますが、これは、宇土城跡の保存整備費について、追

加施工箇所が必要となったことから、設計変更の不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため繰り越したものでございます。

次に、2段目の県立美術館本館改修整備事業でございますが、これは、美術館本館の施設改修に係る委託について、工事着手後の環境対策に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため繰り越したものでございます。

次に、3段目の文化財災害復旧事業でございますが、これは、指定・未指定文化財の災害復旧について、施工箇所の増加、施工業者における人員確保が困難となるなど、工事施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため繰り越したものでございます。

次に、4段目の文化財資料室災害復旧事業でございますが、これは、熊本市南区にあります文化財資料室の災害復旧について、入札不調により年度内執行が困難となったため繰り越したものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

1段目の文化財災害復旧事業でございますが、これは、大津町と阿蘇市にございます国指定の建造物の災害復旧について、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため繰り越したものでございます。

文化課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課長の猿渡でございます。

まず、歳入につきまして御説明いたします。

説明資料の27ページをお願いします。

使用料及び手数料です。主なものは、行政財産の目的外使用許可による収入でございます。

次に、国庫支出金です。

収入済み額が、予算に比べまして5億8,502万8,000円のマイナスでございます。この主な内訳ですけれども、県立学校災害復旧費負担金に係る事業繰り越しや事業費の減によります約4億5,000万円の収入減、また、国庫補助金の学校施設環境改善交付金、これは28ページの最上段にございますけれども、に係る事業繰り越しに伴う約1億1,000万円の収入減となっております。

続きまして、28ページをお願いします。

財産収入です。主なものは、校長宿舍の家賃貸付料などでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

諸収入です。これは、過年度に交付決定を受けた災害復旧事業の国庫支出金を受け入れたものでございます。

次に、繰越金ですが、これは前年度からの明許繰越分に当たります。

なお、これらの歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について説明いたします。

説明資料の30ページをお願いいたします。

まず、教育費の教育総務費のうち事務局費ですけれども、これは市町村立学校施設整備に係る市町村指導監督事務費でございます。

次に、高等学校費のうち全日制高等学校管理費ですが、これは、県立学校校舎の維持、修繕、点検等に要した経費でございます。

続きまして、高等学校費のうち教育振興費ですけれども、これは、天草拓心高校が保有します実習船熊本丸、この代船建造に要した経費でございます。

次に、高等学校費のうち学校建設費ですが、これは小川工業高校ほか21校の県立高等学校施設整備事業に要した経費でございます。

不用額が生じた主な理由は、入札に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、附属

資料にて後ほど御説明いたします。

31ページをお願いします。

特別支援学校費ですが、これは盲学校ほか9校の特別支援学校施設整備事業に要した経費でございます。

不用額が生じた主な理由は、入札に伴う執行残でございます。

続きまして、災害復旧費の教育施設災害復旧費ですが、これは県立学校施設に係る災害復旧事業に要した経費でございます。

不用額が生じた理由は、入札に伴う執行残です。

続きまして、附属資料で繰越事業について御説明いたします。

附属資料の5ページをお願いいたします。

まず、明許繰越分でございます。

実習船熊本丸代船建造事業ですが、これは天草拓心高校の実習船の代船の建造に係る予算を繰り越したものでございます。

続きまして、校舎新・増改築事業ですが、熊本工業高校の実習棟改築に係る委託料及び工事請負費を繰り越したものです。

次に、県立高等学校施設整備事業ですけれども、熊本工業高校ほか計21校の営繕工事に係る経費を繰り越しております。

この21校につきましては、5ページから8ページにかけて内訳を記載しているところでございます。ほとんどのものが着手済みまたは入札公告準備中のもので、今年度中の整備を目指しております。

次に、8ページを改めてお願いいたします。

特別支援学校施設整備事業でございますが、盲学校のほか計11校の営繕工事に係る経費を繰り越しております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

県立学校施設災害復旧事業ですが、熊本高校ほか計3校の災害復旧工事に係る経費を繰り越しております。

次に、10ページをお願いします。

事故繰越分になります。

県立学校施設災害復旧事業ですが、松橋高校の災害復旧工事を繰り越しているところでございます。

これらの繰り越しを行いました事業につきましては、右側に理由を記載しておりますが、そのほとんどが熊本の地震に係る復旧工事を優先して発注したことから、当該施設整備の年度内執行が困難となったものでございます。

25ページをお願いいたします。

最後に、県有財産処分一覧表でございます。

この2件とも、県立学校の敷地の一部を地元自治体に譲渡したものでございます。

施設課は以上でございます。

○那須高校教育課長 高校教育課長的那須でございます。よろしくをお願いします。

一般会計、熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県有英資金等貸与特別会計について、順に御説明をいたします。

まず、一般会計の歳入について御説明をいたします。

歳入につきましては、説明資料の32ページから記載をしております。

それでは、34ページをごらんください。

歳入につきましては、上段の諸収入以外には収入未済額はございません。

諸収入の定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金の収入未済額ですが、これは、定時制通信制修学奨励資金に係る貸与生が中途退学し、貸付金返還が発生したもので、一部の貸与生が滞納したため、123万円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、督促等により未収金解消に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額はございません。

次に、一般会計の歳出について御説明をいたします。

説明資料は36ページからになりますので、36ページをお願いします。

教育総務費のうち事務局費の主なものは、新設高等学校等教育環境整備事業に係る経費でございます。

不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

次の教育指導費でございますが、これは、高等学校英語指導助手費通学支援事業、高等学校等通学支援事業(熊本地震対応)、高校生キャリアサポート事業、県立学校いじめ・不登校等対策事業に係る経費でございます。

不用額は、通学支援事業の利用生徒数減等に伴う執行残やその他事業の人件費等の執行残でございます。

次に、37ページの下段の教育振興費でございますが、これは奨学のための給付金事業や高等学校産業教育電算機組織整備事業等に係る経費でございます。

不用額は、主に高等学校産業教育電算機組織整備事業の入札に伴う執行残及び奨学のための給付金事業の給付対象者の減に伴う執行残でございます。

次に、38ページ上段の学校建設費でございますが、これは県立高等学校再編・総合施設整備事業に係る経費でございます。

不用額は、設計、工事の入札に伴う執行残等でございます。

なお、学校建設費の翌年度繰越額の詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

下段の災害復旧費の教育災害復旧費でございますが、これは熊本地震で被災した県立高校の産業教育設備の復旧に係る経費でございます。

不用額は、県立高校産業教育設備災害復旧



費の入札に伴う執行残でございます。

次に、39ページの諸支出金の繰出金でございますが、これは県立高等学校実習資金特別会計の水産高等学校費への繰出金でございます。

不用額は、水産高等学校の実習船整備の入札に伴う執行残等でございます。

下段の育英資金等貸与特別会計繰出金でございますが、これは育英資金等貸与特別会計の育英資金貸付金の被災特例枠への繰出金でございます。

以上が一般会計に関する説明でございます。

続いて、説明資料の40ページをお願いいたします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入について御説明をいたします。

使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金のいずれにも、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の42ページをお願いいたします。

高等学校費の農業高等学校費は、農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でございます。

不用額は、実習機器や施設の故障に備えた修繕費用が不用となったことなど、実習に伴う経費の執行残でございます。

水産高等学校費は、水産高等学校における実習船による操業、水産物の食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でございます。

不用額は、水産高等学校の実習船整備の入札に伴う執行残でございます。

続いて、説明資料の43ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

下段の諸収入についてでございますが、育英資金等貸付金の償還金でございます。

償還元金として、次のページにあります延滞利息等合わせまして108万6,000円の不納欠損額と1億3,811万8,000円の収入未済となっております。

この未収金対策につきましては、さまざまな取り組みを実施し、未収金の回収に努めているところでございます。詳細については、後ほど附属資料で改めて御説明をさせていただきます。

次に、歳出について御説明をいたします。

説明資料の45ページをお願いいたします。

育英資金の育英資金等貸付金は、貸与者への貸付金や事務費でございます。

不用額を生じた理由は、育英資金貸付金の新規申請者が見込みよりも少なかったこと及び退学や辞退により貸与者が見込みよりも少なくなったことによるものでございます。

次に、附属資料について御説明をさせていただきます。

附属資料の11ページをお願いいたします。

県立高等学校再編・統合施設整備事業でございますが、これは高等学校を再編、統合する際の施設整備に係る経費でございます。

繰り越しの理由は、まず南稜高校の食品科学科実習棟改築工事でございますが、設計を行うに当たり、最適な規模、構造の検討に時間を要したため、年度内の執行が困難となり、繰り越しをしたものでございます。

次に、旧水俣高校教室棟解体工事でございますが、解体工事費用の精査に不測の時間を要し、委託契約締結が年度末となったため繰り越したものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

平成29年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

まず、1の平成29年度歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、定時制通信制修学奨励資金の返還金でございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3カ年の推移の右側の計の欄に記載のとおり、平成29年度末で123万円となっております。内訳につきましては、3の平成29年度収入未済額の状況のとおりでございます。

未収金の対策としましては、4に記載してありますとおり、滞納者に対し、電話、訪問等による督促を行うとともに、新たな未収金を発生させないよう、学校を通して返還の必要について周知を行ってきたところでございます。

続いて、16ページをお願いいたします。

育英資金の収入未済額でございます。

まず、1の平成29年度歳入決算の状況の左側をごらんください。

内訳は、元金、延滞利息及び年度後返納となっており、年度後返納とは、退学等により資格がなくなった後、奨学生から届け出がなくなったため過払いとなったものでございます。

次に、収入未済額の過去3カ年の推移の右側の計の欄をごらんください。

平成29年度は、収入未済額が1億3,811万8,000円となっております。内訳は、3の平成29年度収入未済額の状況のとおりでございます。合計は、右側のとおり、元金、延滞利息の滞納が698人、年度後返納が6人で、全体で704人となっております。

続いて、17ページをお願いします。

平成29年度の未収金対策の取り組みをまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制度の存続にかかわる深刻な課題であることから、1の回収業務においては、(1)早期催告の徹底、(2)滞納者の状況確認及び財産調査

の徹底及び(3)新規返還開始者への周知徹底により未収金回収に努めています。

次に、2の法的措置の取り組みでは、電話による催告を続けても応じない、おおむね6カ月以上の長期滞納者に対し、法的措置を行うこととしており、平成29年度は、67件に対し、裁判所から返還を命じていただくよう申し立てを行いました。

その後も返還をお願いしていましたが、返還できない理由の説明もないままに、その後の自主的な返還に一切応じなかった7件については、やむを得ず強制執行の申し立てを行ったところでございます。

さらに、3の不納欠損の実施、4の奨学生の返還意識の醸成にも取り組むとともに、毎年、九州・山口各県の担当者協議会に職員を参加させ、各県の未収金発生防止に係る取り組み事例等について情報交換を行っております。

また、財政課を事務局とした全庁的な組織であります未収金対策連絡会議に参加し、未収金対策強化に向けた取り組みを進めているところでございます。

なお、今年度からは、教育委員会の中の未収金対策に取り組んでいる関係課で、課題の共有や取り組み事例の情報交換等を行う場を設け、未収金回収の専門知識をさらに高める取り組みも行っているところでございます。

次に、18ページをごらんください。

育英資金の平成16年度以降の調定額、未収金額等の推移をまとめた資料でございます。

上段の未収金額等の推移表の右端の欄に収納率を記載しておりますが、これまで申し上げました取り組みの結果、平成29年度の収納率は89.6%で、平成28年度の89.9%に次いで過去2番目に高い収納率となっており、これは全国トップクラスでございます。

また、資料には記載しておりませんが、現年度の元金収納率に限りますと、97.3%という高い数字を維持しております。

このように高い収納率は維持しておりますが、上段の推移表の中央の欄の未収金額のとおり、平成29年度の未収金は1億3,811万8,000円と、前年に比べ1,686万2,000円増加をしております。

この要因としましては、上段の推移表の左から2つ目の欄の調定額に記載のように、返還者数の増により、平成29年度の調定額が13億2,883万円と、前年に比べ1億2,974万5,000円増加したこと、平成28年4月に発生した熊本地震の影響を考慮して、平成28年度中は全県的に控えておりました長期滞納者に対する一括請求を、平成28年度から再び開始したことで、調定額も増加し、未収金額も増加したこと、過年度分の対応については、さまざまな取り組みを行ってきましたが、その結果、勤務先不明者や生活保護受給者等の回収困難な未納者がほとんどとなり、延滞者が固定化していることなどを要因として考えています。

今後とも、引き続き、滞納発生後の速やかな督促を徹底するとともに、過年度滞納者分につきましては、延滞の固定化を防ぐために、長期未払いの者を対象に繰り返し催告を行うなど、未収金の解消につなげていきたいと考えております。

次に、24ページをお願いいたします。

平成29年度不納欠損に関する調べについてでございます。

育英資金の不納欠損でございます。

平成29年度は、右側の備考欄のとおり、2件の不納欠損を行っております。

不納欠損の理由は、記載のとおり、2件とも、奨学生が、県の債権について破産免責決定を受け、連帯保証人も、県の債権につきまして破産免責決定を受けるかまたは死亡したことで、弁済責任のある者がなくなったことが理由でございます。

高校教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高本義務教育課長 義務教育課長の高本でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の46ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主なものとしましては、国庫補助金のスクールカウンセラー等配置事業費補助や被災児童生徒就学支援等事業費補助でございます。

被災児童生徒就学支援等事業費補助は、熊本地震により被災し、経済的理由により修学困難となった児童生徒に対して、必要な修学援助を行った市町村に補助金を交付するものでございます。

次に、説明資料の47ページをお願いいたします。

諸収入の雑入でございますが、不納欠損額はございませんが、収入未済額329万3,000円を計上しております。これは、スクールカウンセラー報酬等返還金に係るものです。これについては、後ほど附属資料において詳しく御説明いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の48ページをお願いいたします。

教育総務費の教育指導費の主なものとしましては、熊本地震被災児童生徒就学支援事業やいじめ、不登校の積極的予防と解消を図るため、学校における教育相談体制の充実及び校内研修等の支援を行う外部専門家による学校支援充実事業でございます。

不用額については、主に熊本地震被災児童生徒就学支援事業において、市町村が支援学校を当初多目に見込んでいましたが、結果として下回ったことに伴う補助金の執行残等でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

19ページの平成29年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

2の収入未済額の過去3カ年の推移の表をごらんください。

左側の欄に記載のとおり、収入未済額は、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。右側の計の欄に記載のとおり、平成29年度の収入未済額は329万3,000円です。

3の平成29年度収入未済額の状況のとおり、現在、分割による納付を行っているところです。

次に、4の平成29年度の未収金対策をごらんください。

上段の経緯に記載のとおり、本件は、県が平成12年に任用しましたスクールカウンセラー1名が、資格要件を満たしていなかったことが後日判明したため、任用当時にさかのぼって支払った報酬等の返還を求めているものでございます。

平成16年12月に返還が確定し、一時期は継続的に返還が行われておりましたが、当人が体調不良等により安定した仕事に就労できなくなったことなどから、返還額が少額にとどまったり、断続的に滞納が続くなどして返還が長期化しているところです。

下段の平成29年度の取り組みに記載のとおり、平成29年度に入っても滞納が続いたことから、改めて当人を呼んで面談をしたところ、健康状態がよくないため思うように仕事につけていない状況にあるとの説明を受けました。ただ、当人としては、可能な範囲で返還を行いたいとの意思があったことから、平成29年12月に、毎月の返還額を切り下げたいという申し出を認め、年度内に1万円の返還を受けたところです。

今後も、引き続き、電話や面談を行うなどして、本人の就労状況等を確認しながら未収金の回収に努めてまいります。

義務教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課長の藤田でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の49ページをお願いいたします。

国庫支出金及び諸収入のいずれも、不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

説明資料の52ページをお願いいたします。

まず、教育指導費でございますが、主なものとしては、特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童生徒に看護師を配置するほほえみスクールライフ支援事業や発達障害のある児童生徒を総合的に支援する発達障がい等支援事業等に要した経費でございます。

不用額は、発達障がい等支援事業における高等学校支援員の人件費減等による執行残や、コミュニティ・スクール推進事業における委員の旅費や人件費削減による執行残でございます。

次に、53ページをごらんください。

特別支援学校費でございますが、特別支援学校分教室等の管理、運営の経費である県立特別支援学校管理運営費や特別支援学校の施設整備、工事等のための特別支援教育環境整備事業に係る経費でございます。

不用額は、県立特別支援学校管理運営費の経費節減による執行残でございます。

続きまして、附属資料で御説明をいたします。

12ページでございます。

平成29年度繰越事業調べをお願いします。

先ほど御説明しました特別支援教育環境整備事業でございますが、繰り越しの理由は、工事箇所である東部支援学校、現在の熊本はばたき高等支援学校の新築工事に係る入札が不調、不落となり、年度内執行が困難となったため繰り越したものでございます。

特別支援教育課は以上でございます。御審

議のほどよろしく願いいたします。

○徳永人権同和教育課長 人権同和教育課長の徳永でございます。よろしく願いします。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の54ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入につきましては、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございまして、現年度分、過年度分、年度後返納分を合わせて3,817万9,000円が収入未済となっております。

この未収金対策につきましては、催告とあわせて分割納付を指導するなど、関係市町村と連携して未収金の回収に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の55ページをお願いいたします。

教育総務費の教育指導費につきましては、人権教育を推進するための経費及び各種人権教育研修事業等に係る経費でございます。

次に、高等学校費の教育振興費につきましては、高等学校等進学奨励事業に係る経費でございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費でございますが、これは人権教育関係補助事業等に係る経費でございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

20ページの平成29年度収入未済に関する調べ、こちらのほうをよろしく願いします。

1の平成29年度歳入決算の状況は、備考欄に記載のとおり、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございます。これは、現在、新たな貸し付けは行っておりませんが、平成17年度までに貸し付けた高等学校、大学等の奨学資金の償還金でございます。

2の収入未済額の過去3カ年の推移は、下段の合計欄のとおり、収入未済額は年々減少をしております。

21ページをお願いいたします。

3の平成29年度収入未済額の状況の右側合計欄をごらんください。

奨学資金の未納者は、上段の奨学資金貸付金回収金分と下段の年度後返納分を合わせますと175人であり、その内訳は表のとおりでございます。

なお、その他につきましては、現在、奨学生本人の状況を確認し、今後、分割納付等につなげていくものなどがございます。

4の平成29年度の未収金対策につきましては、1の実施した取り組み内容の現年度分に記載のとおり、滞納発生後は、未納者に対して年間を通じて電話や文書による催告を実施し、関係市町村担当者に対して返還事務説明会を実施しております。

また、過年度分の1行目に記載のとおり、未収金特別対策としまして、関係市町村の担当者と一緒に未納者の自宅を訪問して、未納者の生活状況等をしっかり把握した上で、状況に応じた返還指導を行っております。県外在住者につきましても、個別訪問による直接交渉を行っているところです。

2の取り組みの成果につきましては、3段目に記載のとおり、収入未済額は3,817万9,000円となり、前年度末の4,137万8,000円から319万9,000円の減となっております。

人権同和教育課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いします。

○西村体育保健課長 体育保健課長の西村でございます。

まず、教育委員会の定期監査における指摘事項につきまして、体育保健課に指摘がございましたことにつきまして、初めに御説明いたします。

配付資料3ページの監査結果指摘事項(2)

をお願いいたします。

指摘事項としましては、「補助金の収入手続において、国への補助金請求書の提出及び官庁会計システムによる申請を失念し、収入未済が生じている。補助金の収入手続においては、事務手続の漏れが生じないように、組織的なチェックを徹底するなど、再発防止策を講じること。」でございます。

次に、事案の概要について御説明いたします。

本件事案につきましては、要保護児童生徒援助費補助金である中耳炎などの特定疾病に対する医療費と、全国中学校体育大会の運営に係る旅費や消耗品などを支出しておりましたが、その一部の財源となる国庫補助金について、国への請求漏れにより収入未済が生じたものでございます。

これは、2件の補助金ともに、近年実績がなかったことによる事務手続の誤認及び組織的なチェック体制の不足により、補助金の請求期限である4月末日までに請求書の提出及び官庁会計システムの入力ができていなかったことによるものでございます。大変申しわけございませんでした。

続きまして、対応状況について御説明いたします。

入力期限後の5月1日に未収金が判明いたしましたため、直ちに私のほうで文部科学省とスポーツ庁へ直接出向き、補助金の支出について検討いただくようお願いをいたしました。しかしながら、国からは、4月末の請求期限後の処理は不可能であるとの回答がございました。

当該未収金につきましては、今後も引き続き、国に対し、補助金の支出を要請してまいりたいと思います。

再発防止策につきましては、事務処理に関する研修を実施し、処理の手順、必要書類等の確認を行いますとともに、事業の進捗管理を行うチェックシートを作成し、組織的なチ

ェック体制の強化を図っております。

今後、同様の事態が二度と起こらないよう、適切な事務処理に努めてまいります。

以上が監査の指摘事項に係る説明でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料56ページをお願いいたします。

まず、使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、体育施設の行政財産の目的外使用等に係る使用料でございます。

次に、57ページから59ページの国庫支出金でございますが、主なものとしましては、公立社会体育施設の災害復旧や文部科学省の委託事業に係る歳入でございます。

次に、59ページの諸収入でございますが、主なものとしましては、60ページ下から2段目の雑入に記載しております日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金及び掛金でございます。日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金の支払いが見込みよりも少なかったことから、予算現額に対して収入済み額が少なくなったものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

未収金につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

61ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費でございますが、主なものとしましては、日本スポーツ振興センター事業や県立学校における健康診断、防災教育推進事業などに係る経費でございます。

不用額につきましては、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金の執行残などでございます。これは、さきに述べましたとおり、災害共済給付金の支払いが見込みよりも少なかったことによるものでございます。

次に、体育振興費でございますが、主なものとしましては、優秀競技者・指導者育成支援事業やオリンピック選手育成事業、国民体育大会などに係る経費でございます。

不用額につきましては、国民体育大会及び九州地区国民体育大会において、選手の派遣に伴う旅費や宿泊費等が予定よりも少なかったことなどによるものでございます。

次に、62ページ上段の体育施設費でございますが、主なものとしましては、県民総合運動公園等の県営体育施設の管理運営費、施設整備費などに係る経費でございます。

不用額につきましては、施設の災害復旧を優先した結果、通常の補修費用が抑制されたため発生したものでございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、これは熊本地震により被災した県営体育施設の災害復旧費でございます。

不用額につきましては、入札に伴う執行残などでございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

資料の13ページをお願いいたします。

繰越事業調べでございます。

県営体育施設災害復旧事業につきまして、県立総合体育館と熊本県総合射撃場の災害復旧に係る経費を繰り越したものでございます。

繰越理由としましては、熊本地震の影響により施工業者における人員確保が困難となり、設計の施工に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

平成29年度収入未済に関する調べでございます。

収入未済額につきましては、先ほど述べましたとおり、要保護児童生徒援助費補助金の6,000円及び全国中学校体育大会運営事業補助金220万円でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

未収金対策につきまして記載しておりますけれども、冒頭で御説明いたしましたので、

ここでは省略させていただきます。

体育保健課分は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で教育委員会の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 文化財レスキュー事業ですけども、これはどこに出てきておりますかね。

○小早川宗弘委員長 何ページでしょうか。

○岩下栄一委員 項目に出てないから。

○岡村文化課長 文化財レスキュー事業については、歳出予算で言うと、25ページの文化費、資料の概要には文化財レスキュー事業のちょっと項目は出しておりませんが、その他の事業経費2億263万円のうち、昨年度について言うと、レスキュー事業としては125万程度歳出しております。

○岩下栄一委員 これは、もともと国の事業ですか。

○岡村文化課長 平成29年度からは県が主体となって、文化庁の協力を得てやっております。

○岩下栄一委員 要するに、未指定文化財とか、個人所有の文化財なんかを対象でしょうか。そうでもない。

○岡村文化課長 民間所有の文化財の未指定文化財が対象となります。

○岩下栄一委員 何件ぐらいあるんですか。

膨大な数でしょう。

○岡村文化課長 文化財レスキュー事業でレスキューした件数としては、45件ということになります。これは、個人の住宅から文化財を救出したり、蔵におさめられているものから救出したりということになります。

○岩下栄一委員 自分ちはお金がないからどうもならぬという声を随分聞いたんですよ。だから、文化財はレスキューできないと。

○岡村文化課長 文化財レスキュー事業については、確かに、びょうぶだったり、甲冑とか、結構修復費用に多額の経費がかかるということになりますけれども、先ほど申し上げた寄附金をもとにした補助制度をつくりまして、市町村指定の文化財になり得るようなものであれば、修復費用の3分の2、未指定でも3分の2の補助制度を用意しています。対応しようとしております。

○岩下栄一委員 文化財は、御先祖様からの贈り物だから、大事にしたいものですね。よろしくお願いします。

○岡村文化課長 今回の地震をきっかけに、個人所有者の方も、御自宅の中にそういう貴重な文化財があったということに初めて、先祖代々受け継がれてきておるんですけれども、代がかわると、なかなか内容も詳しくは御存じない方とかもいらっしゃって、そういう意味では、新たに価値のある文化財を発見するようなきっかけにもなったと思っておりますので、県としましても、しっかり対応して、後世に引き継いでいけるようにしていきたいと思っております。

○小早川宗弘委員長 ほかにございませんか。

○緒方勇二委員 文化課にお尋ねしますけれども、美術館関係ですね。

長寿命化とか、今回の災害で復旧費もあるんですけれども、装飾古墳館ですよ。これはどこにもないんですけれども、これは被害はなかった。あるいは、私たちが見るに、将来大変貴重な文化財——建物そのものはですよ。になる可能性があるんだろうなと思えますけれども、そういうものは、早く手当てをして、やはり費用がかからないうちからきちんと維持管理しておくことが大事だと思いますけれども、そういう項目、視点での何かあるんですかね、こういうものは。

○岡村文化課長 装飾古墳館や美術館については、確かに建築の、例えば、美術館本館については昭和51年の建築年だったり、装飾古墳館については平成4年の建築ということで、大体法定の耐用年数としては50年ということになるんですけれども、計画的に、数年、5カ年計画などで改修を順次行って、長寿命化ということの改修工事は行ってきております。

例えば、装飾古墳館について言いますと、今のところ、その長寿命化事業実施後では、プラス10年延長になって60年使えるようにということで。

○緒方勇二委員 災害はなかったんですか。

○岡村文化課長 昨年度の工事内容で申し上げますと、壁に雨漏りがしていたり、天井から水が浸透したりするような部分がありましたので、そちらの改修工事という形で行っております。

○緒方勇二委員 耐用年数が10年延びたということで、そういう軽微な雨漏りとかそんなものだと。しかし、今からが劣化が早く進む



んだらうと思うんですね、建物の特質上。やはり長寿命化をもっとしっかりやとくべきだと思います。

それから、続いてもう1件よかですか。

同様に、藤崎台球場も、やはり長寿命化しているんですかね、これは。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

藤崎台球場については、災害復旧事業のほうを主に今までやってきておりまして、まだ長寿命化計画等は策定しておりませんので、まずはそちらの設計等を行いながら、長寿命化等をまた検討することになります。

○緒方勇二委員 熊本城の全体の圏域の熊本振興、いろいろ考えてやっておられるんですが、要は藤崎台球場とか、いろいろ上がってくるかもしれませんが、その耐用年数っていつぐらいまであるんですか。建てかえ時期とかあるんですか。何か計画がそもそもあるんですかね。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

今、学校施設等、RC構造等でいきますと、長寿命化の中では90年というような目標値があるかと思えますけれども、今現在、昭和35年に藤崎台球場自体はできておりますので、58年目を今迎えているところでございます。

次年度等、十分長寿命化を図る上での設計等を見ながら、今後また計画を進めていきたいと考えているところでございます。

○緒方勇二委員 長寿命化で延びていく、いろんな災害復旧で維持管理の部分もいろいろ決算で上がってくるわけですが、ことし、瓦の組合からも要望を教育委員会にさせてもらいましたけれども、いろんな試算状況

で、施設が、RCっておっしゃいましたけれども、すぐメンテナンスコストが高いんですよ。

やはり今後は、大きく木造とか瓦とか、何かそういうことをしていただく時代にもう来ているんだらうというふうに思うんですけども、何かそういうお考え方はあるのかどうか、そもそもですね。決算のたびにこういうふうに出るんですけども、それはそれですとしますけれども、今後の方向として、何かそういう考え方があるのかなと思って。

○西村体育保健課 体育保健課でございます。

長寿命化計画等につきましては、計画策定を平成32年度までに行うこととなっております。そういったことで、まずはどういった状況でやるか、構造物等をしっかりと検査をしながら策定をし、当然、そこで躯体等がなかなか厳しいという、要するに費用対効果等もしっかり算定しながら、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

○緒方勇二委員 学校建築もですかね。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

学校施設に係る長寿命化、総合施設管理計画の中の学校施設の個別施設計画とも呼んでおりますけれども、そちらについては、今年度、こういった計画の策定にたけているコンサルタント会社に委託をして、ともに、今、全ての棚卸しといいますか、全ての学校施設の、耐用年数だけではなくて、健全度だとか、これまでどんな改修をしてきたのかとか、今どんな状態にあるのかというのを、全て洗い出している最中でございます。

来年度末ごろを目指しているんですけども、個別施設計画の具体的な形、どういった順番で、どういった手当てをしていくか、そういったものをこの計画の中で明らかにして

いきたいと考えているところでございます。

○緒方勇二委員 ぜひ、例えば、木造建築も旗振っているわけですね。それから、屋根材についても随分議論のあるところです。今後、やはりきちんきちんとメンテしていくと、相当期間にわたってコストが、パフォーマンスがよくなるというような試算等々もいっぱい出ていますので、そういう策定にたけておられるコンサルと一緒にやられるのであれば、個別に、やはり向かうところもしっかりと——こういうあり方でどんどん費用がかさむようなやり方は健全ではないと思いますので、ぜひその点よろしく願いいたします。

○溝口幸治委員 済みません、ちょっと確認させてください。

さっき藤崎台球場の話が出て、藤崎台球場も、長寿命化やって、計画立ててという話がありましたけれども、一方で、本会議でも議論があっているように、新しい球場をとということで署名も出て、あり方を熊本市と検討していくという話があっているので、今の課長の答弁だけでいくと、もう長寿命化して残していくということになるので、ちょっとそこは課長の答弁と今本会議でやりとりをしている、新しい球場をつかってほしいという署名も集まっているというのを、ちゃんとまとめて答弁しておかないと、今の話だけでいくと、そのまま残していくという話になるとちょっと。それが表に出ていくとおかしくなるのではないかと思いますので、ちょっと整理をしてください。

○山本教育理事 教育理事の山本でございます。

今熊本市と一緒にしまして、野球場、武道館のあり方検討を進めておりますので、その方向も見据えた上で、その長寿命化の議論

であったり、あるいはまた別の議論であったり、しっかりと検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○西聖一委員 天草拓心高校の熊本丸が廃船になるみたいですがけれども、これは何か払い下げとかということは考えていらっしゃいますか。

○猿渡施設課長 現行の熊本丸につきましては、新熊本丸が12月に引き渡しの予定でございます。ですので、実は、先日、入札公告、それから、もう開札まで終わっております。ですので、近々、落札されましたので、結果的には売却処分ということで収入が上がることになっております。

○西聖一委員 了解しました。

○井手順雄委員 体育保健課の指摘に対して、まあ事務手続きがおくれて未処理になったと、そして、国に対して要望したところ、不可能というような回答があったと。これは引き続き物申していくということでありますけれども、だめだったらだめじゃないんですか、これは。状況はどぎやんでしょうか。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

この未収金につきましては、国のほうに請求は引き続き行っていくというような形で先ほどもお答えしたところでございますけれども、過年度支出という制度等がございまして、当該年の予算の中から余剰金が出た場合に、国が認めれば支出することができるという制度がございまして、そういった制度等がございまして、引き続き請求のほうを行っていくということでございます。

○井手順雄委員 私は、多分できないと思います。そうした場合、この別冊資料みたいに、未済額という表をつくったたら、いつまで残っていくと思うとたいな。こぎゃんとは、もう不納欠損でやめりゃよかったい、こういう図をつくらずに。そぎゃんしていかんと、どんどんついていきます、こういうやつは。延々とこれは何年も続いていくなれば、何年も載せないかぬごてなってくるでしょう。そういったこともちょっと考えたほうがいいのかなどは思いますね。

ところで、これを見ますと、いいですか、関連で。

ほとんどこの未済というのが、まだ回収できていないというのがほとんどの課であるというふうに思っておりますが、この教育委員会で全部合わせたら幾らぐらいになるんですか、未済額は。わからないならいいです。相当な未済額が出ていますけれども、その辺をやっぱり表に出して、個々に言わないで、教育委員会全てのところの数字というのも出すべきだと思いますよ。

○山本教育理事 教育理事山本でございます。

冒頭、教育長のほうで説明しておりますけれども、収入未済額は、トータルで1億8,340万3,000円でございます。よろしくお願い申し上げます。

○井手順雄委員 そんなもんですかね。まだあるごて見ゆるばってんな。わかりました。

それと、ちょっと関係ない質問なんですけど、この議案には。

今小学生のランドセルが重いという中で、国のほうから何か通知が来たというような話を聞きましたけれども、具体的にはどういった通知が来て、どのような対応をしていらっしやるのか、ちょっと聞きたいんですけど

も。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

ランドセルにつきましては、非常に最近重くなっているということで、子供たちが非常に負担になっているんじゃないかということで、文科省のほうからは通知が参りました。

具体的には、学校の対応が、本当細かく例を出してありました。例えば、夏休みに入るときに、鉢を、子供たち、アサガオなり育てていますけれども、そういったものも保護者の方がとりに来るというのも一つの方法ですとか、あるいは習字道具も、使った筆は持って帰るけれども、習字道具は置いててもいいんじゃないですかというような具体的な例を載せたところの通知文が来まして、それぞれで学校で適切に対応してくださいというような通知文です。それを、義務教育課としても各学校におろしました。

本県の場合は、これまでも、それぞれの一小学校でいきますと、習字道具とかあるいは絵の具でありますとかあるいは資料集とか、そういった家庭学習に使わないもの、そういったものは担任の先生の考えでといたしますか、そういったことで、もう以前から置いて帰るというようなことは普通に行われております。

中学校のほうでは、基本的には持って帰るように指示しているところが多いです。これは、家庭学習でありますとか、置いていたらなくなるというようなこともありまして、基本的には持って帰るという指導をされています。ただ、生徒会の委員会の中で、これとこれとこれは置いててもいいというようなルールを決めている学校もあります。

ですから、本県としましては、これまでとさほど学校の対応は変わらないというような状況です。

○井手順雄委員 私も、まだ子供が小さくて、小学生がおりますけれども、PTA関係の方々とお話する中で、やっぱりそういったことというか、重いときは4キロぐらいあるんです、3キロ500ぐらい。そして、うち辺なんかは、遠いけんですね、学校まで。4キロぐらい歩いていくと。やっぱり1時間ちょいとかかると。そういう中で、3キロも4キロも抱えて帰るなら重かけん、学校に置いときなっせと言うたら、先生が持って帰れと。なら、文科省からこういった指導が来ているということであれば、何でそういうことができないのかというようなことで、今PTAで、あらかたの基準を決めてくださいと。学校学校のスタンスにお任せしますじゃなくて、やっぱり教育委員会があらかたどやんかせんですかという指示をしていただければ一—3年生、2年生でも違うんですよ。2年生は、全部置いとっていいって、宿題の関係がある本だけ持って帰りなさいと、関係ないやつは置いて帰っていいよと。3年生は、全部持って帰りなさいよと。先生、先生で違うんですよ。

やっぱりそこは、あらかた何か共通な認識を持って、このくらいはやりましょうよとか、そういった指導はできないんですか。

○高本義務教育課長 義務教育課です。

先ほど申しあげましたけれども、これまでもそれぞれの学校で適切に対応しているというふうに認識しておりますけれども、通学の距離ですね、学校までの距離とかいうのも地域によっても違いますし、それぞれの学校の実態に応じたところで対応されているというふうに思っております。

○井手順雄委員 置いて帰りなさいって言うて。

以上です。

○小早川宗弘委員長 要望でいいですか。

○井手順雄委員 はい。

○小早川宗弘委員長 そのほかに。

○鎌田聡委員 19ページ、附属資料のほうの。

スクールカウンセラーの報酬等の返還金ですね。

これは、たしかスクールカウンセラーの資格がない方に委託しとったやつ返還じゃないかなと思うんですけれども、3番に、未済の状況で、分割納付中としてありますが、昨年、1万円の返還を受けて、毎月の返還額を切り下げるということで本人の申し出を認めたとありますけれども、その後どうなんですか。今年度は幾らか入ってきているんですか。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

今、月5,000円ということで、昨年度は、その2回の1万円の返還がありました。

御本人が、先ほどもちょっと説明申しあげましたけれども、健康状態が余りよくないということで、アルバイト先でも、何といたいますか、目まいがして倒れて搬送されるというようなこともあっているようです。体調がすぐれないということもありますけれども、今年度、10月までに6回返還がありまして、3万円返還がされております。

○鎌田聡委員 じゃあ、そういう額でこれはずっと返還を求めていくということでいいんですか。

○高本義務教育課長 今のところは、御本人に可能な限り返していきたいという御意思が強いということもありますので、少額では

ありますけれども、その方向で対応していただいております。

○鎌田聡委員 かなり道のりは長いと思います、329万ですかね。今幾らになっているか、ちょっと少なくなっていますでしょうけれども、これが滞らないようにやっぱり返還を求めていかないといけないと思いますし、一方では、育英資金あたりは、もう6カ月とまったらすぐ法的措置されるわけですから、これは少し何かちょっと寛大だなと、その辺と比べるとですね、そういうふうに思いましたので。今がそのようにきちっと返ってきているなら、それを見守っていくということでもいいと思いますけれども、ただ、毎年毎年、これも多分ずっとその額でいくと残ってくる話だと思いますので、まあ健康状態が回復して、しっかりとお勤めができるようになったら、もう少しまた額を上げてもらうとかですね。そういったこともぜひやっていただきたいと思いますが、そういうことでいいんですかね。額、固定したわけじゃないでしょう。

○高本義務教育課長 将来的には、体調がまた回復されたりとかしてきますと、その辺も検討は必要かなというふうには思っています。

○鎌田聡委員 わかりました。よろしく願います。

○緒方勇二委員 18ページのこの未収金のことでお尋ねしますが、滞納者数が704人、あと人権同和のほうもあつたので、それを合わせて1億8,000万ですね。

そもそも、この未収金対策の、前ページのほうでいきますと、生活実態の調査とかですね、小学校、中学校時代で、この育英資金を滞納する方、ほぼ1割ぐらい、こういう人っ

て、給食費の滞納もしてきたような人ですか。何かそういう把握をされていますか。それから、高校において、例えば、部費の納入が滞っているような、そういう方たちですか。そういう調査はされていますか。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

育英資金の高校生分につきましては、申請を上げていただく場合には、そういうふうな調査をこちらのほうではとっておりません。

○緒方勇二委員 私も部活動の保護者会長をしましたが、部活動の部費でもそういうことはいっぱいあるわけですね。で、保護者会の会長は何か仕事かという、未収金対策ですよ。私は保護者会長をしていましたので、どういうことをしたかという、同じような対策と似たようなところもあります。しかし、片方で、バスの運転をしてあげるとかですね、私が。そのときの当然謝金があるわけですが、それを入れたりとかしていたんです。だけど、最終的には、前年の未収金がそのまま来て、前々年も来るものですから、部の運営ができないんですね。結果、どういうことをしたかという、最後は朝がけ夜がけですよ、3月卒業までには入れてくれと。子供が部活動するについては、そんな、部活動をさせないわけにはいかぬからですね。結果的には、一括でもらうとか、そういうことをしてきました。

給食費のことでお尋ねしたのは、昔、地区委員がおられて、給食費を徴収していましたよね。あのときのほうが、徴収率、物すごくよかったですよね。今回の対策で、ちょっとああいうふうな——私、教育委員会がやられた措置が正解だと思っていますけれどもね。本当に、熊本の心を実践されているんだろうと思うぐらいの高収納率だと思います。だけど、その1割が、給食費の滞納であった

り、部費の滞納であったり、そういうことをしやすい家庭環境なのかなというふうに思わせていただくので、ぜひそういうところも、小学校、中学校のときからの家庭のこともわかるはずですから、そういうことも未収金対策の中にぜひ入れ込まれたほうがいいのではないかなというふうに思いますが、まあ答えは結構ですけれども、そういうふうに思います。

○那須高校教育課長 ありがとうございます。

○小早川宗弘委員長 緒方委員、それでいいですね。よろしいですか。

○緒方勇二委員 はい。

○高野洋介副委員長 監査結果指摘事項の1の①なんですけれども、これは、被災地域の教育向上プロジェクトの業務委託において、契約手続を行わないまま業務を委託したということは、口頭でやっていいですよという形で進めていったんでしょうか。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

はい、口頭で進めて、それまでも、実はこれは委託——それまでは補助事業だったものですから、市町村やっていたんですけれども、それをちょっとこれに関して、ちょっと委託事業に変えたものですから、以前からやっていたものですから、そのままやっていいですよと言ってしまったということでございます。

以上です。

○高野洋介副委員長 ということは、口頭でやっていいですよと言った後に、その市町村の窓口には振り込まれているんですよね、お

金のほうは。委託ということは、お金も発生していますよね。ということは、そのチェック体制自体が、上までチェック体制が整ってなかったという認識でいいんでしょうか。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

はい、そうです。チェック体制ができていませんでした。

○野尾教育総務局長 お金は、これは口頭で事業を進めていかれて、精算で請求していただいたときに振り込むような仕組みに多分なっていると思いますので、お金の振り込みは多分できないと思います。負担行為がないと支出命令ができないのと一緒に、そこはお金は振り込んでおりませんので、これは口頭で独断でやっていいですよと言ったのを、後から12月に上司が気づいて、これじゃいかぬよということで、契約をちゃんとし直して正規のルートに乗せたという認識で、よろしくお願ひしたいと思います。

○高野洋介副委員長 よくわかりました。

ただ、これは対応状況を見ると、12月19日に、4月5日にさかのぼった形で契約を締結したということなんですけれども、これって国というのは認めるんですか、これで。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

最終的には、精算のときですので、年明けたときに、最後きちんとできていればいいということでございますので、さかのぼって契約締結したこと自体は認めているというか、今度から注意してくださいということになるかと思います。

○高野洋介副委員長 わかりました。

これって民間では絶対あり得ないことです

よね。口頭でいいですよと言うて、そこで仕事が進んどって、事後的にまた契約をし直すということは民間ではあり得ないわけで、そこはきちんと、行政として信頼関係を保つためには、そういう手続は一つ一つきちんとシビアに踏んでいかないと、これは民間と行政の中でそういうことがあったときに、皆様方は、多分民間に対しては、物すごく罰則をつけたりとか、厳しく指摘したりすると思うんですよ。

ですから、自分たちが監督する立場になったときに、しっかり自分たちもちゃんと襟を正して、しかるべきことをし合っとなないと、やっぱりそこは示しがつかないと思いますので、しっかり今後、部全体、また、知事部局も含めて、そういうチェック体制はやっていただきますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○宮尾教育長 監査指摘事項にございました社会教育課の契約等の遅滞、それから体育保健課の補助金の収入未済につきましては、改めておわびを申し上げます。本当に申しわけございません。

こうした経理の事務処理ミスというのは、再発防止を徹底するために、先ほども説明いたしましたけれども、既に教育庁全体で各事業の進捗状況を確認するためのチェックシートというのを導入して、複数の目で見るような形でさらに改めました。

それから、会計課職員を講師としてお願いいたしまして、教育庁全体、私どもも含めて、全職員が研修を受けたというところでございます。

それから、事務懈怠でございます社会教育課につきましては、これは本当にあり得ないことだというふうに認識しております。

やはりいろんなメンタル面も含めて、職員の状態をきちんと把握することは当然組織と

して必要なことをごさいます、日ごろからやっぱり相談しやすい雰囲気だったり、言いたいことが言える職場づくりというのは、多分どこの職場でも必要な部分でございますので、そのように努めてきていたつもりでございますが、さらにそこは徹底して、今後、教育庁全体として、二度とこういうことが起こらないように改めていきたいと思っております。申しわけございません。今後ともよろしく願います。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○高木健次委員 これに対応状況で、今後も引き続き国に対して補助金の支出を要請していくとありますよね。これは、やっても無理なんじゃないですか。これはその場しのぎみたいな、何か書いてあるけれども、無理じゃないですか。これは出さないほうがいいと思うんですよ。

○西村体育保健課長 収入未済の解消につきましては、先ほど申し上げましたとおり、精いっぱい頑張ってみたいと思っております。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 モンタナの高校生、これは全額個人負担ですか。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

モンタナの派遣制度につきましては、本人半額、2分の1でございます。

○岩下栄一委員 これは、公立、私立、どうですか。

○那須高校教育課長 募集は、公立、私立一遍にかけまして、その中から選んでいきます

ので、同じでございます。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 それでは、なければこれで教育委員会の審査を終了します。

次回の第7回委員会は、10月29日月曜日午後1時に開会し、警察本部、出納局、各種委員会等の審査を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、委員会資料は、いつものように足元の資料袋に入れてありますので、御確認のほどよろしく願いします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでございました。お世話になりました。

午後2時48分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長